

## 第2章 豊かな自然環境の保全・再生 と生物多様性の確保

### 第1節 生物多様性保全に向けた総合的施策 の展開

#### 1. 現況と課題

地球上のあらゆる場所に見られる多種多様な生物は色や形・大きさ、さらに行動、生活史など極めて変化に富んでいます。このような生物の違いは、生息・生育場所の環境や生物どうしのつながりのもと、長い進化の歴史の中で育まれてきたものであり、遺伝子から種、そして\*生態系という様々なレベルで捉えることができます。こうした生物の変化や変異の総体は\*生物多様性と呼ばれています。

千葉県は、海域では、北限域の造礁サンゴや南限域のサケの遡上等が見られ、また陸域では、南からの常緑広葉樹林と北からの落葉広葉樹林とが混在するなど、南北の動植物が出会う多様な生態系が育まれています。また、伝統的な農林漁業とともに育まれてきた\*里山や\*里海には、人間活動と調和しながら多くの生物が共存し、その多様性を高めてきたと言えます。

しかしながら、近年、宅地開発等の人間の活動や、里山林の管理放棄等の人間による自然への働きかけの減少、さらには\*外来種の影響などにより、自然環境が変化し、生物多様性の劣化が進んでいます。絶滅のおそれのある野生生物をリスト化した\*レッドリスト及びレッドデータブックには、多くの種類が記載されています。

これらに加えて、地球温暖化による地球規模での生物多様性への影響が懸念されています。地球温暖化は、海水面の上昇による干潟・砂浜の消失や、気温・降水量の急激な変化をもたらし、これに適応できない多くの生物種が絶滅するおそれがあります。

生物多様性は、私たちに食料・水・燃料・木材・繊維・遺伝子資源等の物資や、気候調整、土壌の形成、土壌侵食の防止、レクリエーションの場、文化

的な価値等の生態系サービスを提供しており、これらを保全していくことは、人類が生存していくための基盤を守っていくことです。

このため、県では平成19年度に「生命(いのち)のにぎわいとつながりを子どもたちの未来へ」を理念として掲げる「生物多様性しば県戦略」を、多くの県民参加のもとで策定しました。

この戦略は、生物多様性の「保全・再生」、「持続可能な利用」、「研究・教育」の3つの取組と「取組を支える基盤整備」を柱に、本県の特性を踏まえ、多様な主体による「取組の基本的な方向」と具体的な「県の取組」を示しています。

引き続き、この戦略を踏まえて県民、市民活動団体、事業者、市町村、県等が一体となった地域レベルでのきめ細かな対策を進めていくことが必要です。

#### (1) 自然環境の概要

本県は本州のほぼ中央に位置し、太平洋に突き出た半島で、三方を海に囲まれ、北は利根川、西は江戸川を境に他都県と接しています。気候はおおむね温暖な海洋性気候ですが、北部にはやや内陸性気候の地域もあります。年間降水量は北部では1,300～1,600mm程度、南部では2,000mmを超える多雨地帯もあります。

房総半島を地形から大別すると平坦な下総台地、海拔100～400mの尾根が連なる上総丘陵地、海岸沿いの低地から構成されています。地層は大部分が新生代のもので、北は未固結の第四紀層、南は半固結の第三紀層に分けられます。火成岩は嶺岡山塊にハンレイ岩、蛇紋岩、玄武岩などが、銚子の利根川河口付近には古銅輝石安山岩が見られます。銚子で露出している中生層は本県で見られる最も古い地層であり、西に行くに従って地下にもぐり房総半島の基盤岩を形成しています。

森林は県土の約3分の1を覆い、植生帶としては照葉樹林帶に属しますが、自然林は県土の0.5%を占めるのみで、ほとんどが南部丘陵に分布しています。北部にはスギ、ヒノキ等の人工林が、中部にはクヌギ、コナラ等の二次林が多く分布して

います。南部丘陵の稜線付近には通常冷温帶林に属するモミ・ツガ林が見られますが、これは氷河期の植生の名残であると言われています。

植物相の特徴として、沿岸部には暖流の影響を受けるため分布の北限となるハマユウ、ホルトノキ、マルバチシャノキなどがあります。

動物相は、鮮新世初期から洪積世にかけて三浦半島と房総半島の一部が陸続きであったため、南部丘陵を中心として丹沢山系との共通性が高く、天然記念物に指定されている高宕山のサル生息地におけるニホンザルを始め、ニホンジカ、カジカガエルなどが生息しています。北部は、南部に比べて地質が新しいことと地形の変化が少ないことから、動物相は比較的単調ですが、沼、河川、干潟などには多数の鳥類が飛来します。

海では暖流と寒流の影響を受けるため、南房総では亜熱帯性の造礁サンゴ、利根川や九十九里の河川には寒流系のサケの遡上なども見られます。

## (2) 土地利用から見た千葉県の特徴

我が国の国土の約3分の2は森林に覆われていますが、それと比べて千葉県の森林の割合(森林率)は、30.3%と全国と比べ著しく低くなっています。一方、水田、畑、果樹園といった農地の割合(耕地率15.0%)や、その他の宅地などの割合(宅地ほか率54.7%)は、全国でもトップクラスです。

これは、古くから人々が森林を切り開いて農地に変えるなど、県土の大部分に人手が入っていることを物語っています。つまり、森林の多くは薪炭林や用材林などとして人為的に管理され、農地とともに里山として各地に広がっています。

千葉県における生物多様性の特徴のひとつとして、このような里山の生物多様性が挙げられます。里山は、農林漁業に伴う定期的な伐採、下草刈りなどの人為的な管理のもとで維持されてきました。そして、こうした環境のもとに特徴的な生物相が維持されてきました。

しかしながら、過疎化、担い手の減少などにより、里山の管理・利用が行われなくなり、今では各地で里山の荒廃が進んでいます。里山の生物多様

性は、原生林の保護のように地域を指定して人為を排除すれば確保されるものではなく、農林漁業という人間活動と併せて保全する必要があります。

## (3) 自然環境から見た千葉県の特徴

もうひとつの生物多様性の特徴は、千葉県には、海、川、湖沼、谷津田、湿地という変化に富んだ水辺環境があり、それに豊かな生物多様性が維持されていることです。すなわち、干潟・浅海域・藻場が広がる東京湾、長い砂浜の九十九里海岸、海食崖や磯根が広がる太平洋岸、大河川の利根川と江戸川、各地の中小河川、印旛沼・手賀沼などの湖沼、各地に刻み込まれた谷津田、九十九里平野などに広がる低湿地です。これらでは、それに特徴的な水生生物、鳥類などが見られます。また、その水が農地を潤し、豊かな漁場にもなっています。

こうした土地利用や自然環境のもとで維持されてきた千葉県の生物多様性は、個々の生物種を見た場合には、固有種や氷河期の遺存種がわずかしか存在しないにもかかわらず、千葉県における生物多様性を大変特徴的なものにしています。

## 2. 県の施策展開

### (1) 総合的施策の推進

自然は健康で文化的な生活に欠くことのできないものであり、また将来へ継承していくなければならぬ貴重な財産であることから、優れた自然や生態系等を保全するとともに、自然の復元力の範囲内で適正な利用を図ることが必要です。

このため、「千葉県環境基本計画」及び「生物多様性ちば県戦略」に基づき、生物多様性の保全に向け、地域指定等による多様な自然環境の体系的な保全、地域の特質に応じた生態系の維持・回復、野生動植物の適正な保護管理等の対策を推進するとともに、人と自然とのふれあいの確保を推進します。

また、平成20年4月に県立中央博物館内に「生物多様性センター」を設置し、動植物の生態及び保全・再生等に関する専門知識を有する職員を配置するとともに、地域や現場における専門的・科学的な指導・助言、生物多様性保全のための地域との連携・協働

などに取り組んでいます。

## (2) 多様な主体の連携と協働による生物多様性保全に向けた基盤づくり

県では、多様な主体の連携と協働により、生物多様性の保全を推進することとしており、そのための基盤づくりとして、以下の取組を進めています。

- ・県内における生物多様性の現状や県の取組を広く県民に知っていただくために、生物多様性センターのホームページの更新や「生物多様性ちばニュースレター」を発行しています。
- ・市町村と地域住民との協働により実施される生物多様性の保全事業や、市民活動団体による自主的な里山保全・水質浄化活動等の環境保全・環境学習活動などに対して助成等を行う「ちば環境再生基金」の充実と活用を図っています。
- ・企業による生物多様性への取組を推進するため、先進事例の紹介等を行っています。
- ・多くの人に生物多様性の理解を深めてもらい、その保全行動の契機となるよう、市町村・N P O・企業等と連携した普及啓発活動に努めています。

## (3) 生物多様性に関する具体的取組の推進

### ア 生物多様性の保全と再生

- ・希少な動植物の保護対策、外来生物対策、野生鳥獣の保護管理を推進しています。(P64「野生生物の保護と管理」参照)
- ・絶滅危惧種であるシャープゲンゴロウモドキ及びヒメコマツの回復計画を平成27年3月に改訂し、保護・増殖に取り組んでいます。
- ・県が実施する大規模な事業について、計画段階における\*環境影響評価を実施し、その結果を計画の策定に取り込むことにより、環境に配慮します。

### イ 生物多様性の持続可能な利用

- ・人のこころを豊かにする生物や自然・文化とのふれあいを促すため、自然公園、里山・里海等の地域資源を活用して環境の保全を図りながらグリーン・ブルーツーリズムやエコツーリズムを促進し、観光振興を図ります。

・各自然公園、首都圏自然歩道の利用を促進します。

・農作物等の新品種開発及び品種改良に有用な品種や系統の種苗を、遺伝資源として収集し保存しています。

### ウ 生物多様性の研究と教育

- ・「生物多様性地理情報システム」のデータの整備を進めるとともに、平成21年度から、県庁統合型GIS（ちば情報マップ）において、主な特定外来生物の分布図を公開しています。
- ・生物多様性等に関する千葉県と大学との連携に関する協定を締結している8大学と、生物多様性に関する情報の共有、研究成果発表会の開催、人的交流などに取り組んでいます。
- ・千葉県総合教育センターとの共催で、県内の学校教員向けに「授業に役立つ生物多様性研修」を実施し、生物多様性に関する教員の理解を深めるとともに、学校現場で生物多様性を取り扱う際の指導力の向上を図っています。

## (4) 地球温暖化に関わる生物多様性保全対策

- ・「エコメッセちば」などを通じて県民への普及啓発に取り組んでいます。
- ・地球温暖化による生物への影響や、外来生物の分布拡大の状況、里山里海等の身近な自然の変化などを把握する「生命（いのち）のにぎわい調査団」を平成20年7月に発足させ、団員によるモニタリングを実施しています。

### 3. 環境基本計画の進捗状況の点検・評価等

#### (1) 指標の現況

項目名	基準年度	現況	目標
市町村における生物多様性地域戦略※の策定	未策定 (平成 19 年度)	7 市 (平成 30 年度累計)	全市町村で策定 (平成 30 年度)
県民参加によるモニタリング事業「生命（いのち）のにぎわい調査団」のモニタリング（報告）件数	累計 30,400 件 (平成 25 年度)	累計 101,759 件 (平成 30 年度)	累計 50,000 件 (平成 30 年度)

※生物多様性基本法では努力目標と位置付けられています。

#### (2) 評価

市町村の生物多様性地域戦略については、平成 28 年度までに 7 市が策定しましたが、平成 30 年度に策定した市町村はありませんでした。引き続き、着実な推進が必要です。

県民参加によるモニタリング事業「生命（いのち）のにぎわい調査団」のモニタリング（報告）件数については、平成 27 年度中に目標を達成した後も、順調に推移しています。

#### (3) 平成 30 年度の主な取組、分析及び今後の対応方針

##### 【平成 30 年度の主な取組】

###### ① 多様な主体の連携と協働による生物多様性保全に向けた基盤づくり

- ・県民への生物多様性に関する普及啓発のため、生物多様性センターでは、生物多様性の保全の取組や県内の希少な野生生物などを紹介したニュースレターを発行（年 4 回）しました。
- ・企業等と連携した生物多様性に係るパネルの常設展示（既存 12箇所）、市町村等と連携した巡回展示（17回）、市民活動団体や企業等を対象とした出前講座（39回）を開催しました。
- ・市町村による取組を促進するため、生物多様性に係る研修会を開催するとともに、生物多様性地域戦略を策定・検討中の市町村に情報提供や助言等を行いました。
- ・企業による取組を支援するため、取組事例の紹介等を行う企業セミナーの開催（1回）や、「生物多様性ちば企業ネットワーク」の参加企業（企業メンバー 16 社、支援メンバー 8 団体）を対象とした勉強会（3回）を開催しました。
- ・生物多様性等に関する千葉県と大学との連携に関する協定を締結している 8 大学（江戸川大、千葉大、千葉科学大、千葉工業大、東京大、東京海洋大、東京情報大、東邦大）と連携した生物多様性に関する研究や研究成果発表会を開催するとともに、人的交流を図るインターンシップ実習生の受け入れ（7 名）を行いました。
- ・ちば環境再生基金では、市町村や市民活動団体等が行う「県民の環境活動支援事業」（60 事業）等に助成を行いました。

###### ② 生物多様性に関する具体的取組の推進

###### ア 生物多様性の保全と再生

- ・希少な野生生物の保護対策として、特に絶滅が危惧されているヒメコマツとシャープゲンゴロウモドキ、ミヤコタナゴの生育・生息環境の維持や系統保存などの回復事業を実施しました。
- ・ヒメコマツについては、平成 28 年 1 月から「ヒメコマツ系統保存サポーター」を募集して遺伝系統の保存

に努めました。

- ・生態系への影響が大きいカミツキガメ、アカゲザル等の特定外来生物の防除を実施しました。
- ・レッドリスト動物編を改訂しました。

#### イ 生物多様性の持続可能な利用

- ・生物多様性の持続可能な利用を図るため、バイオマス利活用研修会を開催しました。
- ・遺伝子資源の適切な利用として、農作物等の新品種開発及び品種改良に有用な品種の種子を収集保存し、研究に用いました。

#### ウ 生物多様性の研究と教育

- ・生物多様性への理解の促進のため、環境講座において自然環境学習や環境学習指導者の養成に関する講座を開催するとともに、水田の生き物調査、里山・里沼・里海を体験・認識するための山・川・海のフィールドミュージアム事業等を実施しました。
- ・生物多様性に関する地理情報システムを整備し、県ホームページ（ちば情報マップ及び生物多様性センター）において、主な特定外来生物12種（アライグマ、カミツキガメ、ナガエツルノゲイトウなど）の分布図を公開しています。

#### ③ 地球温暖化に関わる生物多様性保全対策

- ・平成20年7月に発足した県民参加型の生物モニタリング事業である「生命（いのち）のにぎわい調査団」により、身近な生物の分布状況等をモニタリングしました。なお、平成31年3月末現在の調査団員の登録者は1,432名、平成30年度の報告件数は約6,500件でした。

#### 【分析（目標達成阻害要因、状況の変化、課題等）】

- ・市町村の生物多様性地域戦略については、実情に対応した地域戦略の策定への課題も多く、進捗は十分とは言えないため、引き続き市町村への支援を行うことが必要です。

#### 【分析結果を踏まえた今後の対応方針】

- ・生物多様性に関する普及啓発や多様な主体との連携・協働を進めるとともに市町村の生物多様性地域戦略の策定を推進します。
- ・絶滅危惧種の回復事業や保護増殖事業、レッドリスト等の改訂に取り組むとともに特定外来生物の防除を実施します。特に、絶滅危惧種のミヤコタナゴについては、回復計画の策定に向けた取組を推進していきます。
- ・「生命（いのち）のにぎわい調査団」については、調査団における様々な活動取組の充実を図りながらモニタリングを継続するとともに、他のモニタリング及び情報収集の手法を検討します。

## 第2節 自然公園等による優れた自然環境の保全と活用

### 1. 現況と課題

本県には、緑豊かな丘陵、変化に富んだ海岸、豊富な水を湛えた河川・湖沼など、個性豊かな自然環境があります。

県を代表するこれらの優れた自然環境が失われることのないように保全し、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

本県では、優れた自然の風景地の保護とその利用の増進を目的とした自然公園が指定されているほか、優れた天然林や希少な野生動植物の生息・生育区域、地域住民に親しまれてきた良好な自然環境などを自然環境保全地域等に指定しています。

さらに、県内の市町村の中にも、独自に条例を定め、自然保護地区などの地域指定を行っているところがあります。

これら自然公園や自然環境保全地域等の区域内には、学術的にも貴重な原生的自然環境が残されており、同時に県における[\\*生物多様性](#)の核（コア）となる場所になっています。

そのため、自然公園や自然環境保全地域等では、自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある各種開発行為を規制するとともに、適切に利用していくための施設整備を行ってきました。

今後も、これらの地域の適正な管理を行っていくとともに、必要に応じて区域の見直しを行うなど、本県の優れた自然環境の保全に努めていかなくてはなりません。

なお、新たに自然公園や自然環境保全地域等の区域を指定する場合には、指定後に土地利用上の制約を伴うため、土地利用者の理解と協力を得ながら、市町村等と十分連携し進めていくことが必要です。

自然環境とのふれあいは、人の心を豊かにし、自然と共生する社会を築いていく大きな礎となります。

このため、自然公園や自然環境保全地域等の優れた自然環境が人為的な影響により損なわれるこ

とがないよう十分留意しながら、人と自然とのふれあいの場、環境について学ぶ場として、県民に広く活用されるよう、より一層その保全と施設の整備を図ることが求められています。

#### (1) 自然公園の指定

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため、「自然公園法」及び「千葉県立自然公園条例」に基づき指定され、平成30年度末現在、県内には2つの国定公園及び8つの県立自然公園があり、その面積は28,537haで、県土の約5.5%に当たります。（図表2-2-1）

自然公園は、保護と利用を内容とする公園計画に基づいて管理・整備されています。公園計画のうち保護計画は、風致景観の保護の必要度によって、特別地域、普通地域、[\\*海域公園地区](#)に分け、風景に支障を及ぼす行為を規制誘導することにより、その地域又は地区の保護を図るもので、利用計画は、自然公園利用の中心拠点として施設を集団的に整備する[\\*集団施設地区](#)及び園地、広場、駐車場等の単独施設を各地区の特性や利用度に対応しながら整備を進めるものです。

なお、平成10年4月から県立九十九里自然公園特別地域の海浜部において、貴重な海浜動植物を保護するため、車両等の乗入れ規制を実施しています。

#### (2) 自然環境保全地域等の指定

優れた自然環境等を将来に継承していくため、「千葉県自然環境保全条例」に基づき、次の3種類の保全地域を指定しており、平成30年度末現在、28地域が指定され、その面積は1,956haで県土の約0.4%に当たります。（図表2-2-2）

図表 2-2-1 自然公園の指定状況

(平成 31 年 3 月末現在)

区分	公園名	指定年月日※	面積 (ha)	保護計画	利用計画
国定公園	南房総国定公園	S33.8.1 (H14.10.11)	5,690 (海域含 5,704.5)	特別地域 普通地域 海域公園地区	集団施設地区 単独施設
	水郷筑波国定公園	S34.3.3 (H17.4.22)	3,155 (全体 34,956)	特別地域 普通地域	単独施設
	計		8,845		
県立自然公園	県立養老渓谷奥清澄自然公園	S10.8.9 (S61.5.9)	2,790	特別地域 普通地域	単独施設
	県立九十九里自然公園	S10.8.9 (H5. 2. 5)	3,253	" "	集団施設地区 単独施設
	県立印旛手賀自然公園	S27.10.24 (H7. 5. 2)	6,606	" "	単独施設
	県立高宕山自然公園	S10.8.9 (S63.10.11)	2,342	" "	"
	県立嶺岡山系自然公園	S10.8.9 (S39. 6. 9)	1,574	普通地域	-
	県立富山自然公園	S26.3.3 (H7. 5. 2)	676	特別地域 普通地域	単独施設
	県立大利根自然公園	S10.7.5 (H7. 5. 2)	503	" "	"
	県立笠森鶴舞自然公園	S41.3.8 (S60. 1. 8)	1,948	" "	"
	計		19,692		
合計			28,537		

※指定年月日欄の( )内は最終点検年月日です。

図表 2-2-2 自然環境保全地域等の指定状況  
(平成 31 年 3 月末現在)

地域名	地域数	面 積
自然環境保全地域	9 地域	1,773.75ha
郷土環境保全地域	18 地域	105.31ha
緑地環境保全地域	1 地域	77.30ha
合 計	28 地域	1,956.36ha

#### ア 自然環境保全地域

優れた天然林が相当部分を占める森林の区域、地形や地質が特異な区域、希少あるいは固有な野生動植物が生息し、又は生育している区域

#### イ 郷土環境保全地域

歴史的、郷土的に特色のある遺跡、建築物又は地域住民に親しまれてきた由来のある樹木、岩石、滝などと一体となって良好な自然環境を形成している区域

#### ウ 緑地環境保全地域

地域住民の健全な心身の保持、増進及び災害の防止などに役立つと認められる自然環境を形成している樹林地、水辺などの区域

## 2. 県の施策展開

### (1) 生物多様性保全の核（コア）となる優れた自然環境の保全

#### ア 自然公園による広域的な優れた自然環境の保全

自然公園内の優れた風景地を保護するため、「自然公園法」及び「千葉県立自然公園条例」に基づき各種開発行為の規制を行っており、風致景観に支障を及ぼす一定の行為については、知事の許可（特別地域及び海域公園地区）又は知事への届出（普通地域）が必要です。

さらに、建築物等の建設については、「千葉県自然公園等における建築物等の建設に係る指導要綱」に基づき、知事への許可申請等の前に、その規模に応じて、事業者に事前協議や環境等調査を求めるなど、風致景観の適正な保全に努めています。

このほか、自然公園指導員、自然保護指導員を配置し、公園区域内の巡視及び公園利用者に対する自然環境保全に関する普及啓発活動を実施しています。

## イ 自然環境保全地域等による自然環境の重要な地区的保全

### (ア) 自然環境保全地域等の保全

自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある各種開発行為の規制等を行うとともに、指定地域を適切に保全していくため、巡視歩道、保護柵、標識、解説板等を整備しています。

また、自然環境の保全に関する普及啓発、指導及び監視のため自然保護指導員を配置しています。

### (イ) 自然環境調査

優れた自然環境を有する地域を自然環境保全地域等として指定する場合に必要な基礎資料を得るために学術調査又は、自然環境保全地域等に指定された地域で、指定候補地選定のための基礎調査以来おおむね10年を経過している地域について、その間の動植物、地形等の変遷を明らかにするとともに前回行われた調査を補足し、将来良好な状態で保全するための変遷調査を実施しています。

## (2) 自然公園等を活用した自然とのふれあいの推進

### ア 自然公園の施設整備

自然公園の施設は、自然公園の持つ恵まれた風致景観を保護するとともに、利用の促進を図り、多くの人々が豊かな自然にふれあえる野外活動の場として、公園計画に基づき整備するものです。大房岬及び白子等の集団施設地区や犬吠埼園地及び飯岡刑部岬展望館などの単独施設が整備されています。

また、自然公園の自然等についてわかりやすく展示し解説したビジターセンターを設置しています。

これらの自然公園の施設の多くは、老朽化してきているため再整備を進めています。

### イ 自然歩道

余暇時間の増大や高齢化社会の到来など、余暇情勢が変化し、人々の志向が物質的な豊かさから心の豊かさや生活の潤いへと変化する中で、豊かな自然とのふれあいを求める自然志向が高まっています。

自然歩道は、このような県民のニーズに応えるため、自らの足で豊かな自然・歴史・文化に触れ、

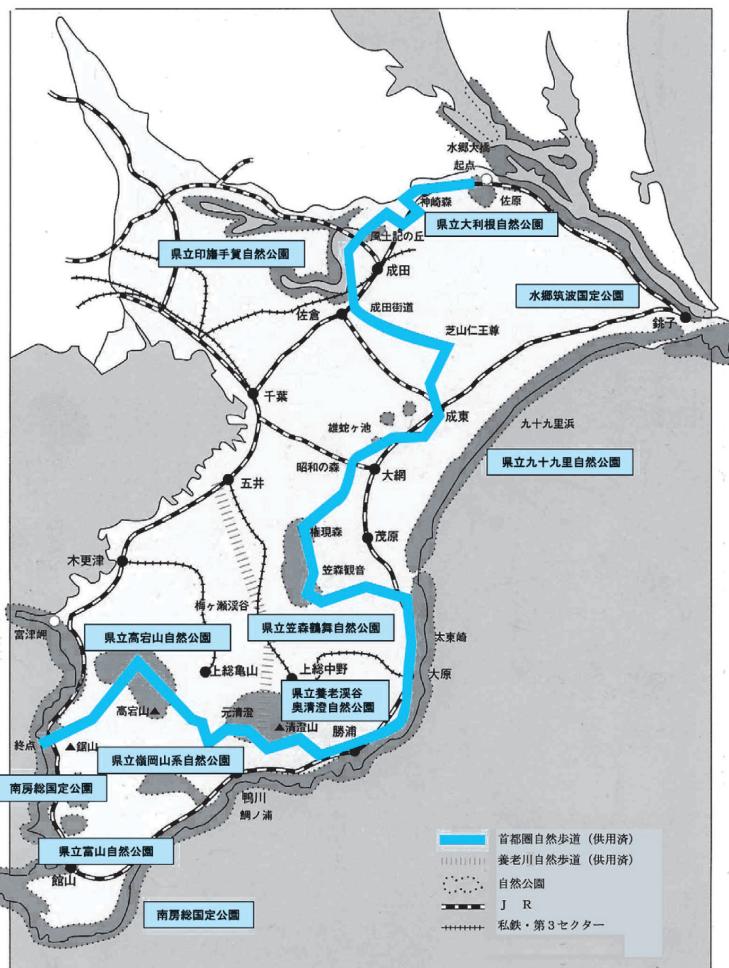
郷土を再認識し、自然保護への理解を深め、健全な心身の育成を図ることを目的に整備を進めています。

香取市を起点に安房郡鋸南町に至る延長約300kmが、昭和63年から「首都圏自然歩道千葉県コース」として整備され、多くの人に利用されています。

また、この首都圏自然歩道に接続して、養老川沿いに大多喜町の麻綿原から市原市の新養老橋に至る「養老川自然歩道」も整備されています。(図表2-2-3)

現在、首都圏自然歩道については、整備されてからかなりの年数が経過し老朽化してきていることから、防護柵や標識等の再整備を進めています。

図表 2-2-3 自然歩道概要図



## ウ いすみ環境と文化のさと

「いすみ環境と文化のさと」は、身近にふれあうことのできる昆虫や小動物の生息する豊かな環境を保全しつつ、自然や郷土の文化にふれあう体験学習の場として整備されました。

ネイチャーセンター、昆虫広場、生態園などがあるセンター地区とホタルの里やトンボの沼などの7箇所のスポット地区がいすみ市内に点在しています。

これらのスポット等を活用して年間40回余の自然と親しむ行事が実施されています。

### (3) 史跡名勝天然記念物の保護対策

#### ア 史跡名勝天然記念物の指定

「文化財保護法」に規定する文化財のうち史跡、名勝及び天然記念物を総称して記念物と言い、国はわが国を代表する価値を有する文化財を、県及び市町村はそれぞれの地域を代表する価値を有する文化財を指定し、保護を図っています。(図表2-2-4)

- ① 史跡：貝塚、古墳、集落跡、城跡、社寺跡等で歴史の正しい理解に欠くことができないもの
- ② 名勝：庭園、島嶼等で風致景観に優れ、あるいは芸術的、学術的価値の高いもの
- ③ 天然記念物：特有の動物及びその生息地、名木、巨樹、自然林、海浜植物群落、湖沼等の水草類、岩石・化石の産地、地層、洞穴等で学術上貴重で自然を記念するもの

記念物はその土地に関わる価値を以て指定する文化財であり、自然環境とも密接な関連を有しています。指定された文化財は原則として指定時の現状を保存することを前提とし、厳格に保護が図られることから、環境行政の一環であるとも考えられます。

図表 2-2-4 本県における記念物指定状況

(平成31年3月末現在)

	国	県	市町村	合計
史 跡	28	81	372	481
名 勝	4	3	7	14
天然記念物	18	51	187	256
合 計	50	135	566	751

注：国指定名勝及び天然記念物の重複指定1件を含みます。

#### イ 史跡の公有化と整備

史跡は、高い歴史的価値を有する土地を指定している文化財ですが、歴史的環境が保全されている史跡の多くは同時に良好な自然環境を維持しています。

本県では、史跡を良好な形で保護するため可能な限り公有化を図り、環境を維持し広く活用を図る目的で史跡公園等としての整備を促進しています(平成30年度は実施事業なし)。

なお、この事業は市町村等が実施する事業の経費の一部を県として助成するものです。

#### ウ 名勝の整備

名勝は文化史的な背景を持つ風景や庭園などで、その存在は自然環境に支えられています。

したがって、その保護はそのまま自然環境の保護につながるものです。

保護対策としては、市町村等が行う保存整備事業があります。

#### エ 天然記念物

天然記念物は自然そのものもあり、名勝と同じくその保護は自然の保護でもあります。

動物の生息条件は植物以上に周辺の環境に左右され、自然環境の変化を如実に反映します。

また、植物の指定は植物生態学上の視点による自然林、社叢等の指定が主流となっています。(図表2-2-5)

図表 2-2-5 国・県天然記念物の指定状況及び分類  
(平成31年3月末現在)

区分	分類	国	県	合計
動物	種	3	0	3
	生息地・発生地	3	2	5
植物	単木	4	17	21
	群落地・自生地	3	4	7
	自然林・社叢等	1	18	19
地質・鉱物	岩石・鉱物・化石の産出状況	2	5	7
	洞穴	0	2	2
	地殻変動による地形	2	1	3
	化石の標本	0	2	2
合 計		18	51	69

保護対策としては、保護増殖等事業があり、この事業を所有者等が実施する場合には事業の経費の一部を県として助成するものです。

#### (4) 自然環境保全協定の概要と締結状況

##### ア 協定の概要

ゴルフ場等の開発行為をしようとする事業者と千葉県自然環境保全条例第25条の規定により、自然環境の保全を図ることを目的に協定を締結しています。

##### イ 協定の締結状況

平成31年3月末における締結中の協定の総数は182件、協定面積合計12,065.6ha、緑地保全面積6,047.4haとなっています。

### 3. 環境基本計画の進捗状況の点検・評価等

#### (1) 指標の現況

項目名	基準年度	現況	目標
自然公園の指定	10 地域 28,537ha (平成 18 年度)	10 地域 28,537ha (平成 30 年度)	10 地域の維持、拡大 (平成 30 年度)
自然環境保全地域の指定	28 地域 1,956ha (平成 18 年度)	28 地域 1,956ha (平成 30 年度)	28 地域の維持、拡大 (平成 30 年度)
自然公園ビジターセンター等利用者数	11 万 1 千人 (平成 18 年度)	8 万 8 千人 (平成 30 年度)	12 万人 (平成 26 年度以降毎年度)

#### (2) 評価

自然公園及び自然環境保全地域の指定については、基準年度と比べ増減はありません。

自然公園ビジターセンター等の利用者数は、東日本大震災の影響などによる減少から持ち直しつつありますが、基準年度と比較すると減少しています。

#### (3) 平成 30 年度の主な取組、分析及び今後の対応方針

##### 【平成 30 年度の主な取組】

###### ① 生物多様性保全の核（コア）となる優れた自然環境の保全

###### ア 自然公園による広域的な優れた自然環境の保全

- ・生物多様性の観点を加えて行った自然公園現況調査等を踏まえた自然公園区域の見直しに向けた検討を行いました。
- ・自然公園区域では、原生的自然環境を保護するため、法令に基づく行為規制を実施しました。

###### イ 自然環境保全地域等による拠点となる重要地区の保全

- ・既指定地域の現況を確認し適切に保全するため、竜福寺の森郷土環境保全地域、猿田神社の森郷土環境保全地域、八王子神社の森郷土環境保全地域の変遷調査を実施しました。
- ・原生的自然環境の間の連続性を確保するため、道路法面の緑化や、本来河川が有している自然環境の保全を推進しました。

###### ② 自然公園等を活用した自然とのふれあいの推進

- ・各自然公園、首都圏自然歩道の利用動向に関する情報収集を行うとともに、自然公園施設等の再整備（大房岬自然公園施設園路再整備等）や自然歩道の標識の整備などを実施しました。
- ・九十九里浜地域への車両等の乗入れ規制の周知を図るため、車止め及び規制看板等の設置や、リーフレットの作成、テレビ・ラジオCM等により啓発を行いました。

##### 【分析（目標達成阻害要因、状況の変化、課題等）】

- ・自然公園や自然環境保全地域等を取り巻く自然状況や社会状況の変化による自然環境への影響が懸念されます。
- ・自然公園施設等の施設の老朽化が進んでいます。また各施設は野外活動を中心とした施設であることから、気象状況による利用者数への影響が大きいものと考えられます。

### **【分析結果を踏まえた今後の対応方針】**

- ・自然公園区域の原生的自然環境を保護するため、法令に基づく行為規制を実施し適正な管理を行います。
- ・自然環境保全地域等の現況を確認し適切に保全するため、令和元年度においては麻賀多神社の森郷土環境保全地域、高滝神社の森郷土環境保全地域の変遷調査を実施します。
- ・自然公園等の利用動向の把握を行うとともに、利用者の安全を確保するため、各施設の修繕を実施していきます。
- ・九十九里浜地域への車両等の乗入れ規制の周知を図るため、関係市町村等と連携の下、周知啓発に努めます。

## 第3節 森林・農地・湖沼・沿岸域の環境の保全と再生

### 1. 現況と課題

森林や農地は、農林業の営みと自然との調和を図りながら維持され、環境の保全、災害の防止、多様な生物の生息の場としての機能はもとより、良好な景観の形成、余暇や教育の場の提供、伝統的な文化の継承等の多面にわたる機能を果たしてきました。

特に、集落とそれを取り巻く森林、それらと混在する農地、ため池、草原から海岸、そして人との関わりの深い海域までの領域を一体的にとらえて\*里山里海と呼びます。本県は、気候が温暖で海と川に囲まれ人の立入りを拒むような急峻な山岳を有していないことなどから、多くの貝塚に象徴されるように古くから豊かな里山里海が人々の暮らしを支えてきました。

しかしながら、高度経済成長期以降の急激な都市化・工業化の進行により、多くの森林や農地が住宅地や工業用地などに転換されました。

さらに、農業生産方式の変化等により森林や草原の経済的な利用価値が低下したことに加え、農林業の採算性の低下、林業生産活動の停滞などから、間伐等の手入れが不十分な森林や耕作を放棄された農地が増加し、\*生物多様性の劣化など森林・農地が担ってきた様々な公益的機能が低下してきました。

また、県北部の印旛沼、手賀沼等の湖沼は、内水面漁業の場や農業用の利水・古くは肥料等の源となってきたところであり、本県を取り巻く沿岸域は、多様な生物を育んで良好な漁場を形成するとともに、水質を浄化し気象を緩和させる役割を果たしてきました。

こうした水辺環境は、人々が自然との調和を図りながら農業や漁業を営み暮らしてきたところであり、\*里沼また\*里海とも呼べる空間です。

しかしながら、大規模な干拓や埋立てにより、印旛沼・手賀沼の水域は大きく減少し、東京湾岸に広がっていた干潟や浅瀬の多くが失われました。

また、九十九里浜では崖侵食防止対策の実施による砂の供給の減少により海岸侵食が進んでいます。

さらに、水産資源の減少や漁業従事者の高齢化等に伴い、漁業活動によって維持されてきた沿岸域の漁場環境の悪化が危惧されています。

里沼や里川を含む里山里海は、日本の原風景として人に癒しややすらぎを与える空間であり、生物多様性の面からも維持・保全し、次世代に引き継いでいかなければならない県民共通の大切な財産です。

また、森林は地球温暖化の要因となる二酸化炭素の吸収源でもあります。

このため、農林業や漁業を営む人だけではなく、県民、NPO等の民間団体、事業者、土地所有者、行政など多様な主体の参加を得てその保全と再生に取り組んでいくことが必要です。

#### (1) 森林の現状

##### ア 森林の分布

本県の森林は、59%が県南部(夷隅、君津及び安房)の丘陵地に、残り41%が県北部(市原市及び長生郡以北)の台地及び台地斜面に分布しています。

森林の所有形態は私有林が最も多く89%、公有林(県有林、市町村有林、財産区有林)が6%、国有林が5%です。

林種別には、人工林が39%、天然林が47%、その他14%です。

人工林の構成は、スギ78%、ヒノキ15%、マツ5%、その他2%で、スギの58%、ヒノキの80%が南部に分布し、マツの78%が北部に分布しています。

天然林は、その62%が南部に分布しており、大部分はシイ、カシなどの常緑樹であり、北部ではコナラなどの落葉広葉樹が主体です。

##### イ 森林面積等

本県の平成30年度末における森林面積は、156,038haです(平成30年度千葉県森林・林業統計書)。面積は全国第40位、森林率は全国平均(67%)の半分以下の30%で第46位です(森林資源

の現況(平成29年3月31日現在：林野庁計画課)。

森林率を地区別に見ると、東葛飾地区が最も低く6%、夷隅地区が最も高く56%となっており、地区により著しい偏りが見られます。

県民1人当たりの森林面積は、249m<sup>2</sup>で全国平均(1,976m<sup>2</sup>)の13%という現状にあり、地区別には東葛飾地区が1人当たり11m<sup>2</sup>と最も少なく、夷隅地区が3,229m<sup>2</sup>と最も多くなっています。

県の森林は、依然として都市化の進展に伴い、都巿的土地区域に転換されて減少傾向にあります。

#### ウ 保安林の現状

本県の保安林は、水源の涵養、災害の防止及び保健休養等を目的として18,706haが指定されており、環境保全に寄与しています。

#### (2) 農地の現状

本県の農地面積は平成29年度末で145,208haであり、県土(約515,764ha)の28%を占めています。

農地面積のうち、田は84,322ha、畠は60,886haとなっています。

また、平成20年から平成29年の10年間で、4,571haの農地が減少しています。

なお、農地面積の中には、市街化区域農地が1,383ha含まれており、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき市街化区域の性格から、これらの農地は近い将来農地以外に転用されることが見込まれます(平成30年1月固定資産概要調査書)。

#### (3) 湖沼・沿岸域の現状

本県の湖沼・沿岸域等の\*公共用水域の水質は、水質汚濁防止法等法令の整備・強化、下水道や農業集落排水施設の整備、合併処理浄化槽の設置促進等により改善してきています。

しかし、印旛沼、手賀沼、東京湾などの水の流動の少ない\*閉鎖性水域では、植物性プランクトンなどの増殖による\*二次汚濁も見られ、\*環境基準の達成には至っていないことから、各種対策を重点的に実施しています。(第4章第3節「良好な水環境の保全」参照)

## 2. 県の施策展開

### (1) 健全な森林整備・保全対策の推進

#### ア 適切な森林管理・整備の推進

森林は、木材生産等の経済的機能に加え、水源の涵養、山地災害の防止、保健休養等の多面的な機能を有しており、これら諸機能の発揮を通じて県民生活に深い関わりを持っています。

県民の森林に対する要請は、水源の確保や自然環境の維持とともに、森林浴、野外レクリエーション、環境教育の場等のほか、地球温暖化の緩和に貢献する二酸化炭素の吸収源としての機能も注目されるなど、多様化かつ高度化しています。

本県の森林は、首都圏に残された貴重な緑資源であることから、県民の要請に応えるためにはその保全と適正な管理が必要です。

また、平成30年5月に「森林経営管理法」が、また平成31年3月には「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が可決成立(いずれも平成31年4月施行)し、市町村が中心となって取り組む森林整備のための制度や財源が整えられました。

#### (ア) 地域森林計画

全国森林計画に即して、適正かつ計画的な森林施策を推進するため、全県を2の計画区に分け、それぞれ5年毎に10年を1期とする\*地域森林計画を策定しています。

本計画は、県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定に当たつての指針となるものです。

なお、市町村では地域森林計画に即して策定する市町村森林整備計画において、地域の実情に応じた森林整備を推進するための具体的な森林施策を定めています。

#### (イ) 林地開発許可制度の運用

林地の適正な利用を確保し、森林の有する公益的機能の維持を図るため、林地開発許可では、災害・水害の防止、水の確保、環境の保全の観点から森林における開発計画を審査し許可を行っています。

また、違法な開発を防止するため、林地巡視パトロールを実施するとともに、土砂採取跡地等の森林

への早期回復指導を行っています。

平成22年10月から「千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例」が施行され、林地開発の許可を受けた後に必要な届出や1ha以下の小規模林地開発を行おうとする際の届出等が事業者に義務付けられるとともに、林地開発行為に伴う災害の発生を防止するための緊急措置命令の発動や違反行為者の氏名等の公表などが行えるようになりました。

#### (ウ) 治山事業による保安林の整備

保安林が有する公益的機能のうち、水源の涵養や山地災害の防止、津波被害の軽減等の機能の維持増進を図り、安全で安心して暮らせる県土をつくるため、治山事業により、山崩れの復旧・予防、水源林や環境保全林の整備、海岸防災林の整備等を行っています。

#### (エ) 森林の整備と保全

林業・木材産業の振興と森林の有する公益的機能を高度に發揮させるため、間伐を中心とした森林整備を促進しています。

また、森林を健全な状態に維持していくため、松くい虫の防除や非赤枯性溝腐病等の病虫害及び気象災害による被害林の再生を推進しています。

#### (オ) 里山の保全、整備及び活用の促進

県民や里山活動団体等が主体となった活動により里山の保全、整備及び活用を促進し、良好な里山の環境を次世代に引き継ぐため、平成15年に全国の都道府県に先駆けて、千葉県里山条例が制定されました。

この条例に基づき、里山の土地所有者と里山活動団体による里山活動協定の締結を促進するとともに、県民や企業等の多様な主体による森林整備活動への参画や協働が図られるよう取組を実施しています。

#### (カ) 県営林の育成・管理

県民ニーズにこたえた活用を図り、森林の多様な機能を發揮するため、県営林の適正な整備を行っています。

#### (キ) 緑化の推進

県民参加によるみどりづくりを推進するため、緑の募金活動、県民参加によるみどりの再生事業などを実施するとともに、次代を担うみどりの少年団の

育成を行っています。

#### (ク) 森林の回復

「千葉県林地開発行為等に関する緑化技術指針」の内容を広く周知するため、開発事業者等を対象とした緑化技術講習会を実施しています。

#### イ 森林の持つ多様な機能の活用

県民の健康増進と青少年の健全育成を図るため、森林の持つ生物多様性の保全、地域文化の継承、野外教育や森林レクリエーション等の多様な機能を活用し提供する、県内6か所の県民の森を整備しています。

#### ウ 環境の保全に向けた林業の活性化

森林資源の循環利用を実現するため、森林整備に加えて、県産木材の利用を一体的に推進しています。

### (2) 農村環境の保全と活用

近年、集落機能の低下により、農地・農業用水路等の地域資源を適切に管理することが困難となっています。

また、自然環境や食の安心などに対する国民の関心の高まりを背景に、農村地域の美しい景観や豊かな自然環境の保全に対する期待や要請が高まっています。

#### ア 農地の保全と担い手の確保

農地の保全については、農業者や、地域の様々な団体等が参画して活動を行う「多面的機能支払交付金」が平成26年度から始まりました。

農地法面の草刈りや水路の泥上げなどの農地維持活動や農地、水路、農道等の地域資源の補修や更新、景観形成の取組などの資源向上活動に取り組んでいます。平成30年度は、45市町村、対象農地面積31,291haで活動が実施されました。

耕作放棄地については、平成29年度に316haの耕作放棄地が解消されました。平成21年度から平成30年度まで「耕作放棄地再生利用緊急対策」を実施し、47市町村に地域協議会が設置されています。

#### イ 環境にやさしい農業の推進

「環境にやさしい農業」の取組拡大を図るため、「ちばエコ農業」の推進(平成31年3月末3,630ha)、エコファーマーの認定促進、有機農業への支援などを

総合的に推進するとともに、消費者への理解向上を図っています。

また、緑肥の作付や堆肥の施用など、環境保全効果の高い営農活動を支援する「環境保全型農業直接支払交付金」を平成23年度から実施しています。平成30年度は、29市町、584haで取組が実施されました。

#### ウ 地域資源を活用した農山漁村の活性化

都市と農山漁村交流の普及拡大のため、農林水産物直売所のPRや農林漁業体験の人材育成など受入体制の整備を行っています。

### (3) 湖沼・沿岸域の保全と活用

#### ア 湖沼の水環境の保全

「湖沼水質保全特別措置法」では、特に水質保全に関する施策を総合的に講ずる必要があるとして環境大臣が指定した湖沼（指定湖沼）について、都道府県知事が「湖沼水質保全計画」を策定の上、下水道の整備等の各種事業、生活系や産業系の排水に対する規制等の施策を総合的・計画的に推進するとされています。本県では印旛沼流域（13市町）、手賀沼流域（7市）及び霞ヶ浦流域（1市）が指定地域となっており、この計画に基づき水環境の保全に取り組んでいます。（P167「湖沼水質保全計画」参照）

#### イ 沿岸域の保全と活用

##### (ア) 沿岸域の保全

千葉県は三方を海に囲まれており、東京湾（内湾及び内房海域）及び太平洋側の九十九里・南房総海域は豊かな漁場として重要であるほか、海水浴などのレクリエーションの場として、県民のみならず近隣都県民に広く利用されています。

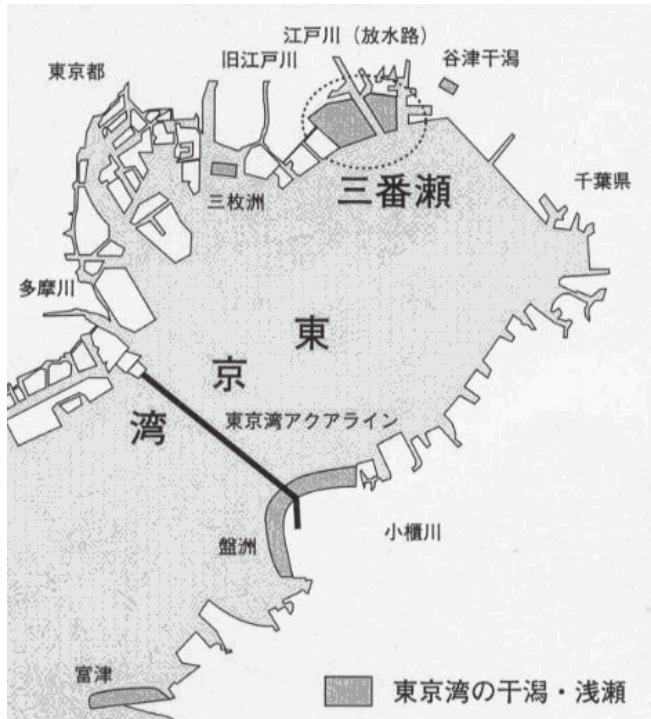
沿岸域の保全として、東京湾の水質改善のため、平成29年6月に第8次の「東京湾総量削減計画」を策定し、汚濁負荷量の削減対策を総合的・計画的に進めています。（P169「東京湾流入汚濁負荷削減対策の推進」参照）

##### (イ) 三番瀬の再生について

東京湾にはかつて13,600haもの干潟がありましたが、昭和30年代の高度経済成長期以降、その90%以上が埋め立てられ、千葉県内でも三番瀬、富津、盤

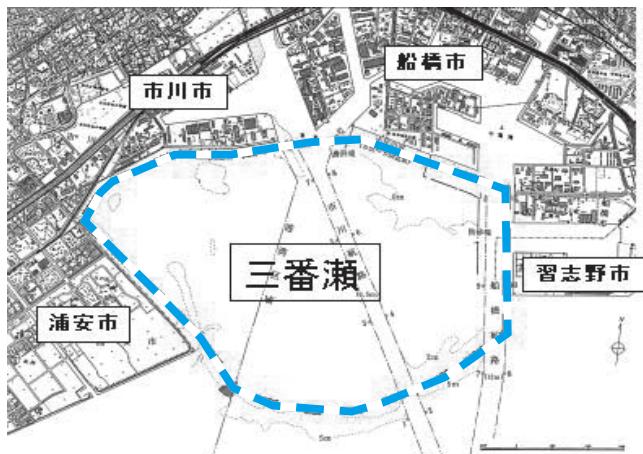
洲にかろうじて残るだけとなっています。（図表2-3-1）

図表2-3-1 東京湾の干潟・浅瀬



三番瀬は、東京湾の最奥に位置し、浦安市、市川市、船橋市、習志野市の埋立地に三方を囲まれている約1,800haの干潟・浅海域です。昭和30年代から埋立てが計画され、昭和50年代半ばにかけてその一部が埋め立てられ、現在の海域の範囲となりました。（図表2-3-2）

図表 2-3-2 三番瀬の範囲



三番瀬は、江戸前の豊かな漁場としての古い歴史をもち、アサリ、カニ、カレイなど多様な生物を育み、水質浄化機能を有するとともに、水鳥類の中継地として重要な位置を占めるなど、東京湾奥部に残された貴重な干潟・浅海域となっています。

三番瀬の自然環境を再生・保全し、地域住民が親しめる海を再生するため、県では平成18年12月に「三番瀬再生計画(基本計画)」を策定しました。

この基本計画で掲げた5つの再生目標を実現するため、12の施策に沿って、これまでに「事業計画」(計画期間: 平成18年度～平成22年度)、「新事業計画」(計画期間: 平成23年度～平成25年度)及び「第3次事業計画」(計画期間: 平成26年度～平成28年度)を策定し、各種事業に取り組みました。平成28年度に第3次事業計画の全29事業についての評価と、今後の事業の進め方についての検討を行った結果、2事業を終了、27事業が継続となりました。継続する27事業については、県がそれぞれの分野で行う施策の中で実施していくこととし、次期事業計画は策定しないものとしました。

計画の推進にあたっては、自然を対象とする不確実性を考慮し、順応的管理により事業を行うとともに、地元4市、県民、地域住民、漁業関係者、NPO、国等と連携・協働して効果的に進めました。

## 千葉県三番瀬再生計画の構成

### 基本計画(平成18年12月策定)

#### 5つの再生目標

「生物多様性の回復」

「海と陸との連続性の回復」

「環境の持続性及び回復力の確保」

「漁場の生産力の回復」

「人と自然とのふれあいの確保」

#### 12の施策

第1節 干潟・浅海域

第2節 生態系・鳥類

第3節 漁業

第4節 水・底質環境

第5節 海と陸との連続性・護岸

第6節 三番瀬を活かしたまちづくり

第7節 海や浜辺の利用

第8節 環境学習・教育

第9節 維持・管理

第10節 再生・保全・利用のための制度及び  
\*ラムサール条約への登録促進

第11節 広報

第12節 東京湾の再生につながる広域的な取組

### 3. 環境基本計画の進捗状況の点検・評価等

#### (1) 指標の現況

項目名	基準年度	現況	目標
森林面積	162,500ha (平成 16 年度)	157,276ha (平成 29 年度)	森林面積の減少を抑えることにより 159,700ha 以上を確保します (平成 29 年度※)
農用地面積	135,100ha (平成 16 年度)	125,696ha (平成 29 年度)	農地面積の減少を抑えることにより 128,100ha 以上を確保します (平成 29 年度※)
海域における環境基準達成率 (* COD)	63.6% (平成 18 年度) [参考] 全国 (平成 18 年度) 74.5%	45.5% (平成 30 年度) [参考] 全国 (平成 30 年度) 79.2%	全国平均並みの達成率を確保します (平成 30 年度)

※ 千葉県国土利用計画によります。

#### (2) 評価

森林面積及び農用地面積については、基準年度と比較し減少しており、確保すべきとした目標値を既に下回っています。

また、海域における COD の環境基準達成率は、基準年度と比較し全国平均との差が拡大しています。

#### (3) 平成 30 年度の主な取組、分析及び今後の対応方針

##### 【平成 30 年度の主な取組】

###### ① 健全な森林整備・保全対策の推進

###### ア 適切な森林管理・整備の推進

- ・森林経営計画の策定を支援する森林経営計画推進事業 (653ha) を実施しました。
- ・県有林において 115ha の森林整備を行いました。
- ・林地開発事業者等を対象にした緑化技術講習会を開催しました。
- ・森林整備事業 (補助事業) を中心に、植栽・下刈り等を 351ha、除間伐を 363ha 実施しました。

###### イ 森林の持つ多様な機能の活用

- ・環境学習や林業体験の場として、教育の森 (68箇所) が設置・利用されています。
- ・「ちばの木」に触れ合う機会となる、木工作品コンクールの開催支援や全 5 回の木工出前教室を開催しました。

###### ウ 環境の保全に向けた林業の活性化

- ・新築木造住宅取得者に対する木材購入経費助成 (24棟) や公共建築物等の木造化・木質化及び公共土木工事における木材利用の促進等を通じて、県産木材の利用拡大を図りました。
- ・「千葉県内の公共建築物等における木材利用促進方針」に基づき、県が発注する事業において 105m<sup>3</sup>の木材を利用しました。

## ② 農村環境の保全と活用

### ア 農地の保全と担い手の確保

- ・多面的機能支払交付金を活用して県内 532 組織が農村の地域資源の保全に努めました。
- ・耕作放棄地総合対策事業により、平成 30 年度中に 13ha の耕作放棄地が解消されました。なお、新規就農者は 341 名でした。

### イ 環境保全型農業の推進

- ・「ちばエコ農産物※」の認証推進 (3,630ha) 等を行いました。また、「環境保全型農業直接支払交付金」については、29 市町、584ha で取組が実施されました。

※化学合成農薬や化学肥料を通常の 2 分の 1 以下に低減し栽培されたことを千葉県が確認し認証する農産物

### ウ 地域資源を活用した農山漁村の活性化

- ・県内の農林水産物直売所や農林漁業体験に関するパンフレットを作成し情報発信を行いました。
- ・県内 126 店舗の農林水産物直売所が参加する「ちばの直売所フェア」を開催しました。
- ・農林漁業体験の受入拡大のための人材育成研修会と、広域ネットワーク化に向けた交流会を開催しました。

## ③ 湖沼・沿岸域の保全と活用

### ア 湖沼の水環境の保全

- ・印旛沼、手賀沼については、「湖沼水質保全計画」の着実な推進を図るとともに、各種計画に基づき、水環境の保全に取り組みました（第 4 章第 3 節「良好な水環境の保全」参照）。

### イ 沿岸域の保全と活用

- ・東京湾の水質浄化については、「東京湾総量削減計画」に基づく対策を推進し、パンフレットの配布による啓発活動など、汚濁負荷量を削減するための各種取組を行いました（第 4 章第 3 節「良好な水環境の保全」参照）。
- ・三番瀬については、三番瀬再生に係る各事業をそれぞれの分野で行う施策の中で行いました。その内、三番瀬のラムサールの登録の促進については、地元関係者や関係機関との協議・調整を行いました。また、三番瀬ミーティングを開催し、参加者との意見交換を行いました。さらに、市川塩浜 2 丁目の護岸整備や漁場再生に向けて漁業者への支援、指導等を行いました。
- ・沿岸域については、人工魚礁の設置などの漁場整備、九十九里浜での養浜事業を行いました。

### 【分析（目標達成阻害要因、状況の変化、課題等）】

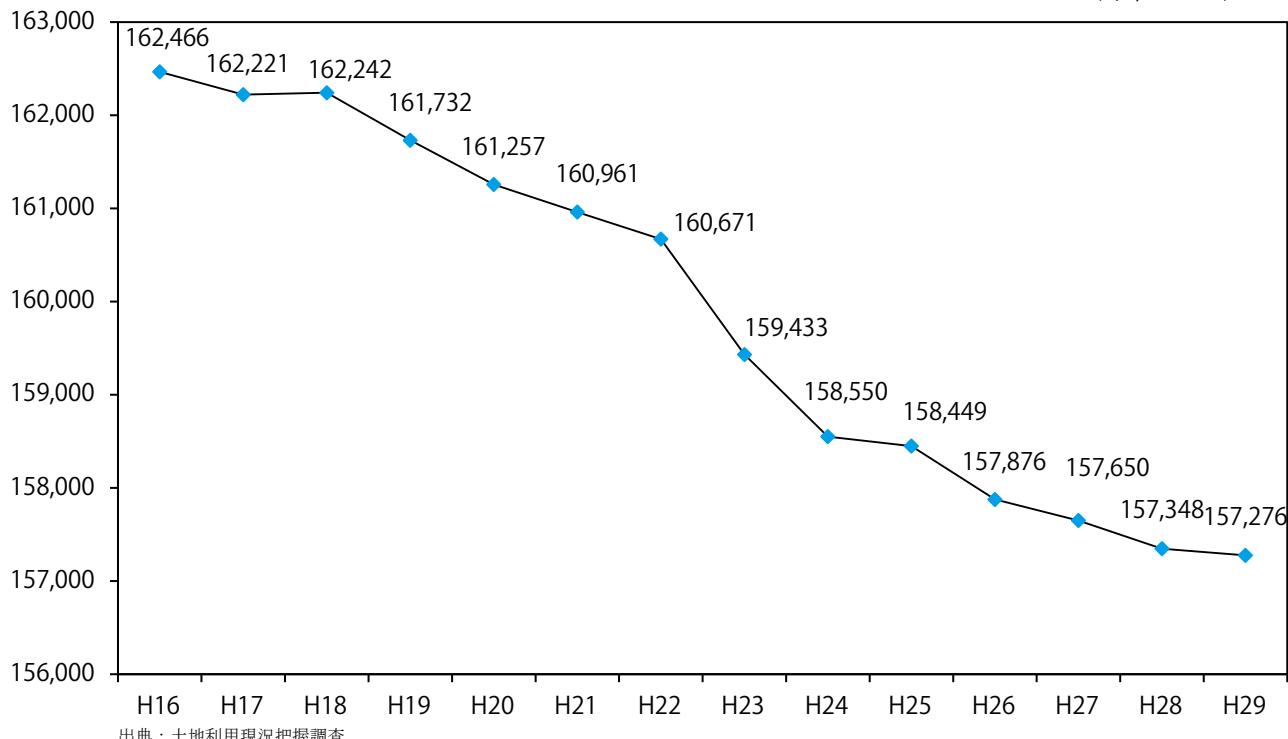
- ・森林を適正に管理し、木材を循環利用することは、快適で健康的な住環境の形成に寄与するのみならず、地球温暖化の防止や森林の有する多面的機能の持続的な発揮及び地域経済の活性化など県民生活に大きく貢献することから、これらを促進することが重要な課題となっています。
- ・印旛沼及び手賀沼については、「湖沼水質保全計画」に基づく各種対策を総合的に推進してきたところですが、環境基準を達成しておらず、より一層の水質改善が必要です。
- ・海域の環境基準が適用される東京湾においては、利用目的などにより良い水質の達成が求められる一部の地域で環境基準の達成状況が悪い状況にあります。東京湾へ流入する流域の汚濁負荷量は、様々な取組により低下していますが、気象などの自然環境の変化による要因もあることから、水質の改善には長期間を要します。
- ・三番瀬については、継続する事業について各分野の施策の中で引き続き実施していく必要があります。

## 【分析結果を踏まえた今後の対応方針】

- ・小規模な民有林の整備を面的に進める森林経営計画の策定及び森林整備の担い手確保・育成を図り、意欲と能力のある林業事業体の経営基盤の強化を推進して、間伐実績面積の増加等による森林の適正な管理を目指します。
- ・住宅や公共建築物等の木造化・木質化及び公共土木工事における利用の促進により、県産木材の新たな利用拡大に取り組みます。
- ・農振法に基づく農業振興地域内の農用地の適正な管理や、厳格な農地転用許可制度の運用などにより、農地の確保に努めます。
- ・「ちばエコ農業」生産者協議会を中心とする生産者が相互に連携して行う「ちばエコ農産物」の生産促進等の取組や、認知度向上を図る活動を支援します。
- ・担い手を確保するため、関係機関から情報提供や技術習得支援を行うなど、多様な就農希望者に対し、細やかに対応します。
- ・引き続き、パンフレットの作成や「ちばの直売所フェア」によるPR活動、農林漁業体験の受入スキルアップの研修会、受入拡大のための広域ネットワークの推進などの取組を進めます。
- ・湖沼の水環境保全については、「湖沼水質保全計画」に基づき、高度処理型合併処理浄化槽の普及や下水道整備等による浄化対策、環境保全型農業の支援、雨水浸透の促進対策、パンフレットの配布による啓発活動など、総合的な水質保全対策を進めます。
- ・護岸の安全性を確保するため、三番瀬における県が管理する港湾区域内の護岸を巡視、点検する等、適正に維持管理を行います。
- ・海域の環境基準達成率については、平成29年6月に策定した「第8次東京湾総量削減計画」に基づき、水質改善に係る取組をさらに推進します。
- ・三番瀬については、継続する事業について各分野の施策の中で実施していきます。

図表 2-3-4 森林面積の推移

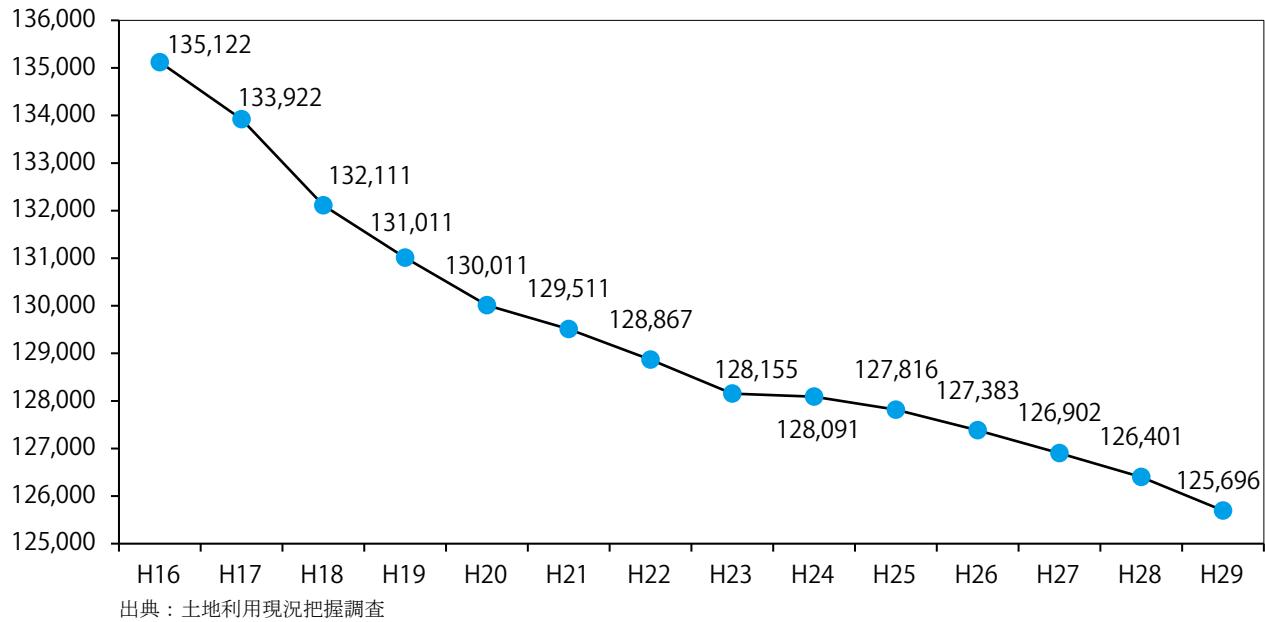
(単位 : ha)



出典：土地利用現況把握調査

図表 2-3-5 農用地面積の推移

(単位 : ha)

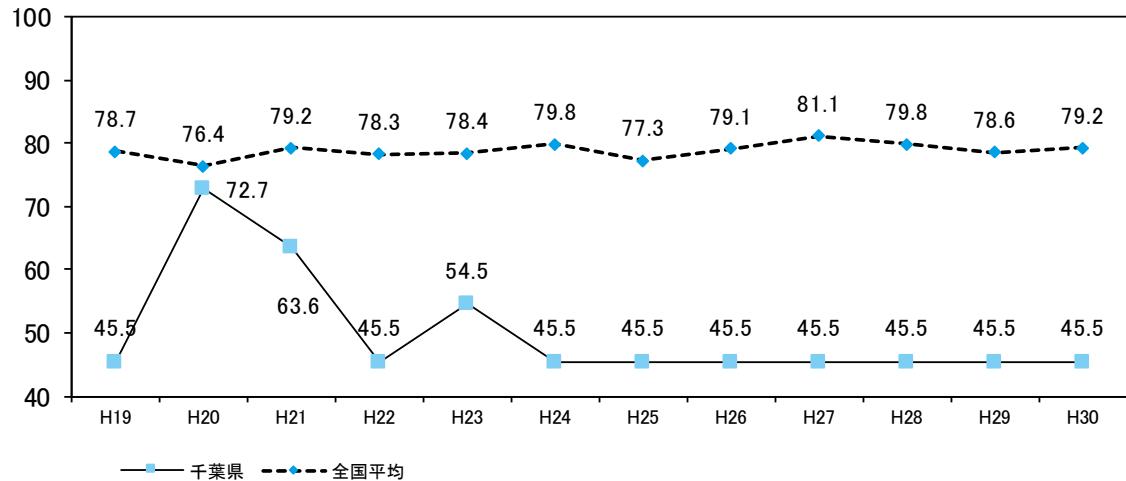


出典：土地利用現況把握調査

自然環境

図表 2-3-6 海域におけるC O Dの環境基準達成率の推移

(単位 : %)



## 第4節 都市における緑と水のネットワークづくり

### 1. 現況と課題

都市においては、地表の多くがコンクリートやアスファルトで覆われ、ビルが立ち並ぶなど、生物の生存の基盤となる土壌の露出が限定されています。

このような中で、都市の緑や水辺は、身近なうるおいとやすらぎを与える場としてだけではなく、レクリエーションや防災などの機能を果たすほか、大気の浄化や都市特有の\*ヒートアイランド現象の緩和、動植物の生息・生育空間の確保による\*生物多様性の保全など、大きな役割を担っています。

千葉県は、森林などを含めた緑地の地域的な偏りが著しく、東葛飾・千葉地域など、急速に都市化が進行した地域においては、森林や農地から宅地等への転換が大規模に進んだ結果、緑が非常に少なくなっています。

このため、本県においては、\*特別緑地保全地区等の指定や住民との合意による\*緑地協定の締結などにより都市部に残された貴重な緑地の保全を図るとともに、都市公園の整備や一定規模以上の工場等との\*緑化協定の締結などにより新たな緑の空間の創出に努めてきました。

しかしながら、都市地域全体としての緑地は、全国に比べると依然として少ない状況にあります。

また、都市の水辺環境を見ると、その河川や海岸の多くは、生活排水による水質の汚濁や防災のための護岸整備等により、県民の生活から遠い存在になってしまいました。

下水道の整備などにより水質の改善が進んだことや海岸・河川等の親水性向上、再自然化の推進等の取組により、失われていた生活空間としての役割を回復してきているものもありますが、まだ、一部に留まっている状況です。

身近な生活環境での緑や水とのふれあいを求める県民の意識が高まる中で、都市の緑地や都市の水辺空間の保全・整備などを引き続き進めていかなければなりません。

さらに、これらの都市の緑や水辺空間が単なる

点として存在するのではなく、それらが\*ビオトープとして機能を果たし、都市近郊の森林等の自然環境と線・面として結ばれる「緑と水辺のネットワークづくり」を推進していくことが重要です。

※鳥や昆虫、動物たちが緑地や水辺などを伝わって移動することができるよう点在する生物生息空間を結んでいくことは、野生動植物の生息・成育を持続させていく上で重要です。

#### (1) 都市の緑地の現状

##### ア 都市緑地法の概要と指定等の状況

緑地の保全・緑化の推進及び都市公園の整備を総合的に推進するため、平成16年6月に「都市緑地保全法等の一部を改正する法律（都市緑地保全法、都市公園法等の改正）」が制定され、このうち都市緑地保全法については、緑の基本計画事項に都市公園の整備に関する事項を加え、大規模敷地建築物に緑化の義務付けを行う緑化地域制度等を創設する等、緑地の保全のみでなく、民有地も含めた緑化や都市公園の整備を総合的・一体的に推進するための制度の充実を図ったことから、名称が「都市緑地法」と改められました。

##### (ア) 緑地保全地域制度

斜面林や雑木林など都市近郊の豊かな緑地を保全するため、都市計画法における地域地区として都道府県知事又は市町村長が都市計画決定を行い、この地域内においては一定規模以上の建築行為、木竹の伐採や宅地の造成等の行為についてあらかじめ届出が必要になり、知事は緑地の保全上必要な場合にはその行為の禁止等を命ずることができます。

特別緑地保全地区と比較し、緩やかな規制を行う制度です。

##### (イ) 特別緑地保全地区制度

都市内に残された緑地を地域地区として都道府県知事又は市町村長が計画決定することにより、一定規模以上の建築行為、木竹の伐採などの行為について許可制とし、現状凍結的な厳しい規制を行い保全する制度です。

これらの代償措置として損失補償、土地の買取り及び固定資産税の減免措置等がとられています。

(図表2-4-1)

図表 2-4-1 特別緑地保全地区の指定状況

(平成 31 年 3 月末現在)

市町村	名 称	位 置	面積(ha)	指定年月日
市川市	平田特別緑地保全地区	市川市平田 2 丁目の一部の区域	0.7	S56. 3.20
"	子の神特別緑地保全地区	" 北方 3 丁目の一部の区域	0.7	"
"	宮久保特別緑地保全地区	" 宮久保 4 丁目の一部の区域	0.6	"
我孫子市	船戸特別緑地保全地区	我孫子市船戸 1 丁目の一部の区域	2.0	S57. 8. 6
佐倉市	鎌木特別緑地保全地区	佐倉市鎌木町字諷訪尾余の一部の区域	1.9	S59. 8.21
千葉市	登戸緑町特別緑地保全地区	千葉市中央区登戸 5 丁目及び稻毛区緑町の一部の区域	1.1	H 元 . 3.14
柏市	南柏特別緑地保全地区	柏市豊四季弁天谷の一部の区域	0.5	"
流山市	松ヶ丘特別緑地保全地区	流山市松ヶ丘 1 丁目の一部の区域	0.3	"
千葉市	都町西の下特別緑地保全地区	千葉市中央区都町 1 丁目の一部の区域	0.7	H4. 5.15
"	宮崎台特別緑地保全地区	千葉市中央区宮崎町の一部の区域	1.8	H8. 3. 1
"	川戸特別緑地保全地区	千葉市中央区川戸町の一部の区域	4.1	H10. 8.18
"	花島観音特別緑地保全地区	千葉市花見川区花島町の一部の区域	0.4	"
"	柏井特別緑地保全地区	千葉市花見川区柏井町の一部の区域	6.2	H18.10.31
"	作草部特別緑地保全地区	千葉市中央区椿森 3 丁目及び稻毛区作草部町の一部の区域	0.9	"
"	坂月特別緑地保全地区	千葉市若葉区坂月町の一部の区域	4.6	H19.11.30
松戸市	栗山特別緑地保全地区	松戸市栗山の一部の区域	2.0	H20. 3.21 (H26.2.25)
千葉市	長作特別緑地保全地区	千葉市花見川区長作町の一部の区域	4.6	H20. 9. 5
柏市	酒井根特別緑地保全地区	柏市東山 1 丁目及び酒井根 6 丁目の一部の区域	0.9	H20.11.28
			0.6	H27.3.20
千葉市	縄文の森特別緑地保全地区	千葉市若葉区小倉町、加曽利町、桜木 2 丁目及び桜木 8 丁目の各一部	22.0	H22.2.26
"	源特別緑地保全地区	千葉市若葉区源町の一部の区域	4.9	H22.2.26
柏市	箕輪特別緑地保全地区	柏市箕輪字稻荷 461-1	0.4	H23.1.21
			0.8	H23.3.15
松戸市	矢切特別緑地保全地区	松戸市下矢切字坂之上及び字大堀の各一部の区域	0.5	H26.2.25
			0.6	H28.9.27
千葉市	仁戸名特別緑地保全地区	千葉市中央区仁戸名町の一部の区域	8.2	H24.8.17
"	貝塚特別緑地保全地区	千葉市若葉区貝塚町の一部の区域	1.6	H25.3.1
松戸市	幸谷特別緑地保全地区	松戸市幸谷字熊ノ脇の一部の区域	1.5	H25.3.15
柏市	高柳特別緑地保全地区	柏市高柳字蟹打及び南の各一部の区域	0.8	H29.3.24
"	松ヶ崎城跡特別緑地保全地区	柏市松ヶ崎字腰巻の各一部の区域	0.4	H30.7.31
"	松ヶ崎特別緑地保全地区	柏市松ヶ崎字大門脇の各一部の区域	0.6	"
"	篠籠田特別緑地保全地区	柏市篠籠田字下須原及び篠塚の各一部の区域	2.2	"
計	7 市 29 地区		79.1	

#### (ウ) 緑化地域制度

良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける制度です。

市町村長は都市計画で地域地区として緑化地域を都市計画決定するとともに、緑化率の最低限度を定めます。

これにより効果的に緑を創出することができます。

#### (エ) 緑地協定

土地所有者等の合意によって、既存の樹木等緑地の保全や生垣の設置等緑化に関する協定を締結し、住民の積極的な協力によって計画的な緑化の推進を図る制度です。(図表 2-4-2)

図表 2-4-2 緑地協定締結状況

(平成 29 年 3 月末現在)

市町村	協定件数	協定面積(ha)
千葉市	177	613.71
市川市	9	5.47
佐倉市	17	56.00
東金市	4	33.31
柏市	4	37.05
市原市	1	1.85
流山市	14	9.70
八千代市	54	53.72
我孫子市	7	42.54
浦安市	1	3.81
四街道市	5	19.38
印西市	1	1.47
計	294	878.01

## (オ) 市民緑地制度

地方公共団体又はみどり法人が、土地等の所有者と契約を締結して設置管理を行う市民緑地契約制度と、民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間設置・管理・活用を行う市民緑地認定制度があります。

これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地が提供されます。

土地所有者には固定資産税・都市計画税の軽減等のメリットがあります。

## (カ) 緑の基本計画

緑の基本計画は、市町村が独自性、創意工夫を発揮しながら住民の意見を反映させ、緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等をまとめた計画です。

この計画の策定状況は、平成31年3月末現在、都市計画区域の対象48市町村のうち、策定済が27市町、今後策定予定が5市町であり、その重要性に配慮した早急な施策が求められています。

## (キ) 緑化施設整備計画認定制度

緑の基本計画に定められた緑化重点地区・緑化地域内において、民間の建築物の屋上、空地など敷地内を緑化する計画を市町村長が認定することで、事業者が緑化に関して税制面で優遇措置を受けることができます。

## (ク) 緑地管理機構制度

都道府県知事は、緑地の保全や緑化の推進を目

图表2-4-3 首都圏近郊緑地保全区域指定状況

(平成31年3月末現在)

市町	名称	決定年月日	面積(ha)	所在地
千葉市	東千葉近郊緑地保全区域	S42. 2.16	734.0	千葉市若葉区五十土町、川井町、大広町、佐和町及び野呂町並びに緑区平山町、高田町及び辺田町の各一部の区域
	東千葉近郊緑地特別保全地区 <sup>※1</sup>	S42. 3.25	61.3	千葉市緑区高田町及び若葉区野呂町の各一部の区域
市川市	行徳近郊緑地保全区域	S45. 5.25	83.0	市川市大字湊、湊新田及び欠真間の各一部の区域並びにその地先
	行徳近郊緑地特別保全地区 <sup>※2</sup>	S45. 8.28	83.0	同上
君津市	君津近郊緑地保全区域	S48. 6.20	635.0	君津市大字草牛、六手、馬登、作木、大山野、尾車の各一部の区域
野田市	利根川・菅生沼近郊緑地保全区域	S52. 9.21	862.0	野田市大字長谷、小山、船形、目吹、木野崎、三ツ堀、瀬戸、関宿江戸、旧関宿町関宿三軒屋、関宿台町、新田戸、桐ヶ作、古布内及び木間ヶ瀬の各一部の区域

※1:「東千葉近郊緑地特別保全地区」は、同保全区域の一部です。

※2:「行徳近郊緑地特別保全地区」は、同保全区域の全域です。

的として設立されたNPO法人や公益法人を緑地管理機構に指定することができます。

緑地管理機構は地方公共団体に代わって管理協定に基づく緑地の管理や土地の買取り等を行うことができます。

## イ 首都圏近郊緑地保全法の概要と指定等の状況

首都圏近郊整備地帯において良好な自然環境と相当規模の広さを有している緑地を保全するため、「首都圏近郊緑地保全法」が制定されています。

保全区域を指定したときには国土交通大臣により定められた近郊緑地保全計画に則って、緑地保全に必要な施設の整備等を行うこととなっています。

また、指定された保全区域における一定の行為については届出が必要となっています。特に自然環境が重要なところについては、特別保全地区として都市計画に定め、この地区内の建築物の新築、土地の形質変更等の行為については許可制がとられています。(图表2-4-3)

なお、地方分権一括法の施行に伴い、平成12年度から行為の許可事務等が当該市へ権限委譲されました。

## ウ 生産緑地地区の状況

都市化の進展に伴い、市街化区域内において優れた農地が無秩序に市街化され生活環境の悪化をもたらすことから、これらを計画的に保全し良好な都市環境をつくるため「生産緑地法」に基づき生産緑地地区を市が都市計画決定しています。

(图表2-4-4)

図表 2-4-4 生産緑地地区決定状況（平成30年12月末現在）

市町村	市街化区域面積 <sup>※</sup> (ha)	市街化区域内農地のうち生産緑地地区的都市計画決定	
		地区数	面積 (ha)
千葉市	12,882	434	95.53
市川市	3,984	311	92.24
船橋市	5,509	484	174.40
木更津市	3,401	84	10.80
松戸市	4,444	504	125.31
野田市	2,395	185	31.63
成田市	2,057	79	26.26
佐倉市	2,424	15	3.74
習志野市	1,859	89	14.67
柏市	5,453	560	164.06
市原市	6,125	138	21.58
流山市	2,151	272	80.13
八千代市	2,238	181	48.56
我孫子市	1,615	127	29.12
鎌ヶ谷市	1,073	149	64.94
君津市	2,195	24	3.62
富津市	1,158	55	12.49
浦安市	1,697	0	0.00
四街道市	1,245	73	20.03
袖ヶ浦市	2,135	59	7.77
印西市	1,907	18	2.58
白井市	845	44	39.44
富里市	479	40	11.44
合計 (23市)	69,271	3,925	1,080.34

(うち旧法地区)

市町村	市街化区域面積 <sup>※</sup> (ha)	市街化区域内農地のうち生産緑地指定		種別
		地区数	面積 (ha)	
船橋市	5,509	1	3.50	旧第一種
白井市	845	7	19.82	旧第一種
計	6,354	8	23.32	

※市街化区域面積は、平成29年3月31日時点です。

## 工 風致地区の状況

都市における風致、景観の維持を目的として「都市計画法」に基づく地域地区のひとつとして指定されています。（図表 2-4-5）

風致地区内では、「千葉県風致地区条例」又は各市の風致地区条例に基づき、建築物の新築、土地の形質変更等の行為について知事又は市長の許可が必要とされ、都市の風致の維持がなされるよう規制が行われています。市川市は平成25年4月1日に、銚子市、香取市は平成26年4月1日に、船橋市は平成27年1月1日に各市において風致地区条例を策定しました。

なお、千葉県風致地区条例は、平成27年4月2日に廃止されました。

図表 2-4-5 風致地区指定状況（平成31年3月末現在）

市	風致地区	面積(ha)	指定年月日
銚子市	御前鬼山	10.8	S11.12.28(S49.1.29)
	川口	13.2	
	海鹿島	42.0	S11.12.28
	犬吠埼	204.3	S11.12.28(S49.1.29)
	七ツ池	154.1	
船橋市	葛飾	95.0	S13.10.22(S48.2.27)
	中山競馬場	89.1	S13.10.22(S44.4.9)
	法典	107.2	S13.10.22(S60.11.8)
	滝不動	217.0	S13.10.22(S48.2.27)
市川市	国府台	596.0	S13.10.28(S48.12.28)
	八幡	54.0	
	法華経寺	60.0	
	大町	52.0	S48.12.28
	梨風苑	7.0	
香取市	佐原	244.0	S17.4.4
	香取神宮	357.0	
計	16地区	2,302.7	

注：( )は最終指定年月日

## 才 保存樹・保存樹林の状況

「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」により、市町村長は、都市計画区域内の樹木又は樹木の集団を、保存樹又は保存樹林として指定できます。平成30年3月末現在、千葉市で保存樹林1箇所5,990m<sup>3</sup>、市川市で保存樹10本、保存樹林4箇所17,357m<sup>3</sup>が指定されています。また、16市で各市の条例により保存樹2,724本、保存樹林1,472箇所6,250.756m<sup>3</sup>が指定され、良好な都市環境の維持向上を図っています。

## 力 地区計画制度等

身近にある比較的小規模な屋敷林、社寺林、草地等の緑化について、地区計画制度等を活用して緑地の保全のための規制を現状凍結的にかける制度です。

## キ 緑化協定の概要と締結状況

### (ア) 協定の概要

一定規模以上の工場用地、住宅用地等の土地所有者又は管理者を対象とし、千葉県自然環境保全条例第26条の規定により、用地別及び新・既設別に応じて\*緑地率を規定し、緑化の実施及び維持管理について協定を締結しています。また、県は協定締結者に対し緑化技術等の指導助言を行っています。

### (イ) 協定の締結状況

平成30年度には、工場用地等に係る19件につい

て13.03haの緑地を確保する協定を締結しました。平成31年3月末における締結中の協定の総数は1,070件、緑地面積は合計1,594.46haとなっています。

## 2. 県の施策展開

### (1) 都市の緑化対策

#### ア 緑の空間の創造

都市においては、地表の多くがコンクリートなどで覆われ、ビルが立ち並ぶなど生物の生存の基盤となる土壌の露出が限定されています。

このような中で都市の緑の空間は、身近なうるおいややすらぎを与える場としてだけではなく、レクリエーションや防災などの機能を果たすほか、大気の浄化や都市特有のヒートアイランド現象の緩和、動植物の生息・生育空間の確保による生物多様性の保全など大きな役割を担っています。

このため、本県においては特別緑地保全地区等の指定や住民との合意による緑地協定の締結などによ

り都市部に残された貴重な緑地の保全を図るとともに、都市公園の整備などにより新たな緑の空間の創出に努めています。

#### (ア) 都市公園の整備

都市公園は、都市における自然環境の保全、レクリエーションの場の提供、都市防災の拠点等の機能を持ち、都市の基盤整備であることから、その施設の整備充実を図っています。県では、地域住民の広域的な利用を図ることを目的とした公園を中心的に整備することとしており、長生の森公園（茂原市）、八千代広域公園（八千代市）、市野谷の森公園（流山市）等の事業を進めています。

本県における都市公園等（市民緑地及びカントリーパークを含む）は、平成30年3月末現在34市5町1村で7,104箇所、面積4,207.73haが開設されており、都市計画区域内人口1人当たりの公園面積は約6.88m<sup>2</sup>となっています。（図表2-4-6）

図表2-4-6 都市公園の種類及び現況

（平成30年3月末現在）

種類	種別	箇所	面積(ha)	内 容
基幹公園	街区公園	5,508	756.96	もっぱら住区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	303	555.6	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1近隣住区当たり1か所を面積2haを標準として配置する。
	地区公園	65	329.66	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1住区当たり1か所、面積4haを標準として配置する。
幹都 市 園 基	総合公園	37	657.66	都市住民全般の休息、鑑賞、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1か所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	26	338.89	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1か所当たり面積15～75haを標準として配置する。
都市林		0	0	主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園であり、都市の良好な自然的環境を形成することを目的として配置する。
広場公園		19	4.85	主として商業・業務系の土地利用が行なわれる地域において都市の環境の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的として配置する。
特殊公園		39	178.8	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園でその目的に則し配置する。
大規 模 公 園	広域公園	6	281.34	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なプロック内の容易に利用可能な場所にプロック単位ごとに1か所程度面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	1	38.33	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に全体規模1,000haを標準として配置する。
緩衝緑地		25	184.07	大気の汚染、騒音・振動、悪臭等の公害の防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
都市緑地		969	757.68	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、0.1ha以上を標準として配置する。ただし、既成市街地等において良好な樹林地帯がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあっては、その規模を0.05ha以上とする。
緑道		80	85.54	災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹及び歩行者は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶように配置する。
国営公園		0	0	主として一の都道府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1か所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置し、国家的に記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するよう整備する。
特定地区公園 (カントリーパーク)		2	14.57	農山漁村地域の生活環境の向上に資するため、都市計画区域外において都市公園に準じて設置する。
市民緑地		24	23.75	地方公共団体又はみどり法人が、土地等の所有者と契約を締結して設置管理を行う市民緑地契約制度と、民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間設置・管理・活用を行う市民緑地認定制度がある。
合計		7,104	4,207.73	$\frac{4,207.73\text{ (総公園面積)}}{6,109\text{ 千人 (都市計画区域内人口)}} = 6.88\text{m}^2/\text{人}$

## (イ) ビオトープの推進

生物多様性に寄与する学校や県内の企業、市民団体等が設置・運営する \*ビオトープの整備や維持管理への支援活動を実施しています。

## イ 緑化意識の高揚

県立都市公園においては、公園利用者等に緑化意識の向上や公園に親しんでもらうために相談業務等を、青葉の森公園、柏の葉公園及び北総花の丘公園において行っています。

このほか指定管理者の自主事業により講習会等を行っている公園もあります。

## ウ 都市地域の農地の活用

生産緑地法によって指定された生産緑地地区を保全することにより、開発等による農地の減少を抑止し、都市部における緑地の保全を図っています。

また、都市農業の安定的な継続と、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的に、平成 27 年に「都市農業振興基本法」が施行されています。

## (2) 水辺空間の形成

### ア うるおいある水辺空間の整備

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全創出しながら（「多自然川づくり」と言います。）、魅力ある水辺空間の整備を行っていきます。

船橋市の中央部に位置する海老川水系では、都市化の進展に伴い河川の流量の減少や水質の悪化などが心配されています。このため、下水道の高度処理水（りんや窒素等をさらに取り除いた処理水）を都市の貴重な水資源として活用し、都市河川の上流に導水することで健全な水循環を再生する取組を進めています。

この具体的な事例として、平成 19 年 10 月から長津川及び飯山満川へ印旛沼流域下水道花見川第二終末処理場で処理した下水高度処理水の導水を実施しています。

## イ 河川等の水辺空間の美化意識の啓発

県民の河川等の水辺空間に対する理解や関心を高め、河川美化愛護意識の向上を図るため、県が管理する河川等において、清掃・除草・草花の植栽や水辺における環境の保全に関する活動などを実施している団体等に対し、清掃、除草用具の支給、貸出、保険料の負担等の支援を行う「千葉県河川海岸 \*アダプトプログラム」制度を平成 20 年度から導入し、平成 30 年度末で 75 団体と合意書を締結しています。

## (3) 緑と水辺のネットワークづくり

緑と水辺のネットワークづくりを推進するため、市町村が行う「緑の基本計画」の策定を支援しています。これによって生物がその生息空間であるビオトープの間を往来できる連続性の確保が図れます。

平成 30 年度は、この計画の策定団体はありませんでしたが、引き続き河川等の既存の自然環境を配慮した構造等を取り入れ、動植物の生息・生育環境の連続性の確保に努めています。

### 3. 環境基本計画の進捗状況の点検・評価等

#### (1) 指標の現況

項目名	基準年度	現況	目標
1人当たり都市公園面積 (都市計画区域人口)	6.02m <sup>2</sup> /人 (平成17年度末) [参考] 全国(平成17年度末) 9.1m <sup>2</sup> /人	6.88m <sup>2</sup> /人 (平成29年度末) [参考] 全国(平成29年度末) 10.5m <sup>2</sup> /人	全国平均値に近づけます (平成30年度)

#### (2) 評価

1人当たり都市公園面積は、基準年度と比べ増加しており、全国平均値との差を縮小できました。

#### (3) 平成30年度の主な取組、分析及び今後の対応方針

##### 【平成30年度の主な取組】

###### ① 都市の緑化対策

###### ア 緑の空間の創造

- ・県立都市公園の整備を行うとともに、都市公園の整備を促進するため、関係市町に向けた会議や講習会を開催し、技術や知識の向上を図りました。
- ・前述した緑化協定締結のほか（第1章第2節「森林などによる二酸化炭素吸収の確保」参照）、屋上緑化・壁面緑化の普及・促進を図るため、関係市及び府内関係課による推進会議や都市緑化政策に関する講習会を開催するとともに、ビオトープに関する知見の習得のための実地講座を開催しました。

###### イ 緑化意識の高揚

- ・緑化意識の高揚を図るため、県立都市公園のイベント等において都市緑化の普及・啓発活動を計7回実施しました。

###### ウ 都市地域の農地の活用

- ・農業に関して生産者と消費者の相互理解を深める場となる農業体験施設や直売所、市民農園等の利用促進を図るため、県ホームページやガイドブックを活用し、情報発信を実施しました。

###### ② 水辺空間の形成

###### ア うるおいのある水辺空間の整備

- ・大津川、滝川などで多自然川づくりの考え方を踏まえた河川整備を実施しました。
- ・流域下水道の終末処理場で処理した高度処理水を海老川水系の長津川、飯山満川支川に放流することにより、河川の流量を確保し、水環境の改善を図りました。

###### イ 河川等の水辺空間の美化意識の啓発

- ・県民や市民団体等が河川の美化意識や関心を高めるために、千葉県河川海岸アダプトプログラム※を実施し、75団体が草刈等の河川美化活動を行いました。

※アダプトとは英語で「養子にする」の意味で、道路・公園等の一定区域の公共の場所を養子に見立て、市民活動団体等が里親となって環境美化を行い、行政がこれを支援する制度。

### ③ 緑と水辺のネットワークづくり

- ・平成30年度は、「緑の基本計画」の策定団体はありませんでしたが、引き続き河川等の既存の自然環境を活用するとともに、道路、護岸等に生物の移動に配慮した構造等を取り入れ、動植物の生息・生育環境の連続性の確保に努めています。

#### 【分析（目標達成阻害要因、状況の変化、課題等）】

- ・1人当たり都市公園面積の目標を達成するためには、県立都市公園の整備推進と併せて、市町村都市公園の整備を促進していく必要がありますが、既存施設の維持補修を優先させているため、新規整備が財政的に難しくなっています。
- ・河川海岸アダプトプログラム参加団体の一部には、構成員の高齢化が進み、活動の継続を断念してしまう団体がでてきているのが課題です。

#### 【分析結果を踏まえた今後の対応方針】

- ・限られた予算の中で効率的に都市公園を整備していきます。
- ・都市緑化の普及・促進を図るとともに、ビオトープに対する企業・地域団体等の活動を支援していきます。
- ・いろいろな機会を通じ河川海岸アダプトプログラムを紹介し、参加団体を増やし、活動を支援していきます。
- ・環境に影響を及ぼす恐れのある事業については、生物の移動への配慮を検討し道路整備を進めます。
- ・農業に関して生産者と消費者の相互理解を深めるため、県ホームページやガイドブックを活用し、情報発信を行います。
- ・引き続き、大津川、滝川などで多自然川づくりの考え方を踏まえた河川整備を行います。
- ・河川海岸アダプトプログラムの周知、啓発活動に努め、河川美化・愛護思想の向上を図ります。
- ・緑と水辺のネットワークづくりを推進するため、関係市と協議をしてまいります。

## 第5節 野生生物の保護と管理

### 1. 現況と課題

メダカ類やニホンアカガエル、エビネやキキョウなどは、かつては身近に見ることができましたが、いつの間にか多くの地域で姿を消しつつあります。

こうした野生生物の実態を把握し、広くその保全を呼びかけるために、県では、絶滅のおそれがある野生生物をリスト化し、千葉県\*レッドリスト及びレッドデータブックとして公表しています。

また、その生息地を自然環境保全地域等に指定することなどにより保護に努めていますが、指定地域は限られており、このまま開発や市街化、\*里山の荒廃等により自然環境の悪化が進むと、さらに絶滅種の増加やレッドリスト掲載種の分布域の縮小が懸念されます。

さらに、もともとその地域に生息していなかつた種で、人間によって持ち込まれた生物種を\*外来種と呼びますが、この外来種による\*生態系への影響が次第に深刻化しています。

千葉県には多くの外来種が見られますが、外来種のうち在来種の生息を脅かすことが危惧されるなどの理由により、外来生物法で指定された\*特定外来生物が、県内では43種類確認されています。

このうち、アカゲザル及びその交雑種、アライグマ、キヨン、カミツキガメ、ナガエツルノゲイトウ等については、生態系等への影響が懸念されることから、個別に防除実施計画を作成し、捕獲等の対策を講じていますが、全面的な駆除は容易ではありません。

さらに、近年、イノシシやニホンジカ、ニホンザル等の生息数の増加に伴い、農作物等の被害が深刻化しており、これにより農業者の生産意欲の減退を招き、耕作放棄地が拡大するなど、地域社会に大きな影響を与えているとともに、自然環境の劣化がさらに進むという状況も生じています。

このため、農作物等への被害防止と野生鳥獣の個体数の管理を一体とした総合的な対策を実施するとともに、併せて、里山整備や耕作放棄地の解消

を図り、野生鳥獣の生息地と農地や集落との間に緩衝地帯を設けることによって、野生鳥獣の農地等への出没を減少させるなど、人と野生鳥獣との棲み分けを進めることができます。

### (1) 野生生物の生息・生育状況

本県の野生生物相は、北方系要素と南方系要素が共存するため、多様性が高いとされています。

生物多様性の豊かさは、気候的要因とともに地歴的要因も深く関係しています。

気候的には、房総半島沖で暖流の黒潮と寒流の親潮が交わり、陸域は暖温帯に位置しています。

本県は暖温帯性の常緑広葉樹林(照葉樹林)の北限域にあたり、南部の房総丘陵や海岸線は、温暖で無霜地帯もあります。スダジイやタブノキの林が発達し、南方系の生物が多く生息・生育し、分布の北限となる種が多く見られます。植物ではハマユウやホルトノキ、動物ではシロヘリハンミョウやケシウミアメンボなどが知られています。

一方、北部の下総台地は、落葉広葉樹のコナラやイヌシデの林が発達し、北方系の生物が多く生息・生育しています。

地歴的には房総丘陵と下総台地とでは成り立ちが異なります。下総台地は、洪積台地と沖積低地からなり、太平洋や東京湾、江戸川、利根川に囲まれ、手賀沼と印旛沼の広大な内水面が作られ、さらに、谷津が樹枝状に入り組む独特な地形が形成されました。

かつての手賀沼と印旛沼は沈水植物の宝庫として知られ、ガシシャモク、ササバモ、その交雑種のインバモなどが繁茂していました。

房総丘陵は、海に沈まず島状に孤立した時期を経たことで、固有な生物が生じました。植物ではアワチドリやヒガンマムシグサが千葉県固有亜種として知られ、動物では固有種としてカズサヒラタゴミムシ、ボウソウサワヒシバッタなどが、固有亜種としてキヨスミビロードマイマイやボウソウヤマキマダラヒカゲ、アカオサムシ、アワカズサオサムシなどが知られています。

九十九里平野は下総台地と房総丘陵とは別に、

約6千年前から浅瀬に砂が堆積し始め、砂堤と低地が交互に帶状に列をなす独特な地形として形成されました。昭和初期には、国内の低地としては、最も生物多様性が高い地域の一つとして全国に知られていきました。多くの食虫植物やラン科のトキソウ・サギソウ、カヤツリグサ科のクジュウクリテンツキ・イッサンテンツキなどの希少種が豊富に生育していました。

このように、地域による気候的、地史的な違いが本県の生物多様性を豊かにし、在来種としては、維管束植物1,998種、コケ植物401種、地衣類258種、大型菌類702種、哺乳類22種、鳥類約400種、両生・爬虫類26種、汽水・淡水産魚類74種、昆虫類約6,600種などが報告されています。

しかし、開発や工事等による生息・生育環境の悪化、分断、消滅を始め、乱獲、外来種との競合、気候温暖化などの影響により、野生生物の生息・生育が脅かされています。

これらの保護と地域の特徴を生かした生息・生育環境の保全が重要な課題になっています。

## (2) 希少種の状況（レッドリスト・レッドデータブック）

千葉県の保護上重要な野生生物をまとめた「千葉県レッドリスト植物・菌類編」(2017年改訂)には、消息不明・絶滅生物(X)が92種、野生絶滅(EW)が4種、最重要保護生物(A)と重要保護生物(B)が合わせて478種、要保護生物(C)が303種、一般保護生物(D)が204種、計1,081種が掲載されています。また、動物についてまとめた「千葉県レッドリスト動物編」(2019年改訂)には、消息不明・絶滅生物(X)が72種、最重要保護生物(A)と重要保護生物(B)が合わせて522種、要保護生物(C)が212種、一般保護生物(D)が116種、計922種が掲載されています。

植物・菌類編と動物編を合わせるとその総数は2,003種となり、多くの野生生物が保護を必要としています。

生息・生育を脅かしている主な要因は、1950年代以降における森林伐採や開発、工事に伴う環境

の悪化と生息・生育地の分断・消失が最も大きいとされてきました。

しかし、近年は、ほかにも、自然に対する人間の働きかけが減ることによる植物群落の遷移進行や気候の温暖化、外来種の影響などが大きな要因になってきました。

人間の働きかけの低下では、水田の耕作放棄や森林の管理放棄などによる植生の遷移などによって自然環境が変化し、本県に特徴的な里山や草地、谷津に生息・生育する生物の絶滅が危惧されています。

温暖化については、北方系要素の生物や海岸線に見られる生物などへの影響が懸念されています。

また、九十九里平野の湿地に分布しているサギソウやオオミズトンボなども個体数が激減し、絶滅寸前です。北総台地においても、カタクリやフクジユソウなどへの影響が懸念されています。

近年、外来種との競合や捕食、遺伝子汚染も懸念されています。特に、アライグマや外来のクワガタムシなどの昆虫類への対策が大きな課題です。

また、房総半島南部におけるニホンジカの生息密度の高い地域では、低木層の本数密度や種数が減少し、植生が貧化している状況にあり、後継樹であるシイ・カシ類の生育が阻害されているため、希少種への影響も懸念されています。

## (3) 外来種の状況

外国や国内の他の地域から人によって持ち込まれた外来種は、もともとそこに生息・生育していた種(在来種)との競合やその捕食、在来近縁種との交雑などによる地域固有の生態系への影響が問題となっています。

このため、生態系への影響や、人の生命・身体や農林水産業への被害を防止する目的で外来生物法が平成16年に制定され、特に生態系等に被害を及ぼすものとして「特定外来生物」が指定されました。

特定外来生物は野外に放つこと、輸入、飼養、栽培、保管、運搬が原則禁止とされています。

特定外来生物には148種類(平成31年3月末現

在) の生物が指定されており、そのうち千葉県内で確認されたことのある種は43種類です。(図表2-5-1)

図表 2-5-1

(平成31年3月末現在)

千葉県で確認されている「特定外来生物」(43種類)	
(哺乳類)	アカゲザル、アカゲザル交雑種、マスクラット、アライグマ、キヨン
(鳥類)	カナダガン、ガビチョウ、カオジロガビチョウ、カオジロガビチョウ、ソウシチョウ
(爬虫類)	カミツキガメ、ハナガメ、ハナガメ×ニホンイシガメ(交雑種)、ハナガメ×クサガメ(交雑種)
(両生類)	ウシガエル
(魚類)	オオタナゴ、コウライギギ、チャネルキャットフィッシュ、カダヤシ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス、ストライプトバス、ショートノーズガード
(昆虫類)	アカボシゴマダラ、セイヨウオオマルハナバチ、アカカミアリ、ヒアリ
(甲殻類)	ウチダザリガニ
(クモ類)	セアカゴケグモ
(軟体動物)	カワヒバリガイ
(植物)	オオキンケイギク、ミズヒマワリ、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、オオカワヂシャ、ナガエツルノゲイトウ、アレチウリ、オオフサモ、オオバナミズキンバイ、ボタンウキクサ、アメリカオオアカウキクサ、ナガエモウセンゴケ

を保全する上で鳥獣の保護が必要な地域について、鳥獣保護区に指定するとともに、鳥獣の保護繁殖上、特に必要があると認められるときは、鳥獣保護区内に特別保護地区を指定して、一定の行為の制限を行っています。(図表2-5-2)

なお、習志野市の国指定鳥獣保護区(谷津干潟)が、平成5年6月に「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(\*ラムサール条約)」の登録湿地として指定されました。

図表 2-5-2 鳥獣保護区等の指定状況(平成31年3月末現在)

区分	箇所数	面積(ha)
鳥獣保護区	59	42,587.0
(特別保護地区)	(6)	(427.0)
特定獵具使用禁止区域	227	192,014.2
(銃器)	(226)	(191,651.2)
(銃器・わな)	(1)	(363.0)
指定獵法禁止区域(鉛散弾)	1	245.0
【参考】国指定鳥獣保護区	1	41.0

## 2. 県の施策展開

### (1) 希少な生物の保護対策の推進

#### ア 希少な生物の保全

県では、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」に基づく国内希少野生動植物種及び「文化財保護法」に基づく天然記念物に指定されているミヤコタナゴについて、平成6年度から保護増殖事業を実施しています。

さらに、回復計画を策定して保護回復に取り組んでいるシャープゲンゴロウモドキは平成23年4月に種の保存法に基づく国内希少野生動植物種に指定されました。

また、県内における希少種であるヒメコマツについても回復計画を策定して、回復事業を進めています。

#### イ レッドデータブックの改訂

平成7年度から5か年計画で、県内に生息・生育する保護上重要な野生生物の現状と保護の在り方をまとめた「千葉県レッドデータブック」を刊



**アライグマ**  
北米原産で、ペットとして飼育されていたものが、逃走・遺棄により各地で野生化しています。県内では、1990年代に定着しました。生態系被害、農作物被害や住宅等の屋根裏に住みつくなどの生活被害が問題になっています。

**キヨン**  
中国南東部や台湾に自然分布する小型のシカの仲間です。1980年頃より房総半島において野生化した個体が確認されており、県中南部地域に定着しています。在来の植物群落などの生態系に被害を及ぼすおそれがあります。

### (4) 鳥獣保護区等の指定状況

多様な鳥獣が生息する森林や集団で渡来する水鳥等の渡来地である湖沼など、本県の生物多様性

行することとし、平成 10 年度に「植物編」を、平成 11 年度に「動物編」を初めて取りまとめました。

その後、野生生物の生息・生育状況の変化を踏まえ、レッドリスト（レッドデータブックに掲げるべき絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）の「植物編」を平成 15 年度に、「動物編」を平成 17 年度に改訂した後、「千葉県レッドデータブック」の「植物編」を平成 20 年度に、「動物編」を平成 22 年度に改訂しています。

さらに、平成 28 年度に、レッドリスト「植物・菌類編」、平成 30 年度に「動物編」の改訂を行いました。

これらは、環境アセスメントや希少な野生生物の保護等に活用されています。

## （2）外来種対策等の推進

県では、特定外来生物のうち、すでに生態系への影響等が懸念されるアカゲザル、アライグマ、キヨン、カミツキガメ、ナガエツルノゲイトウ等について、防除実施計画を策定し、防除を実施しています。

外来種全般の対策については、専門家からなる「千葉県希少生物及び外来生物に係るリスト作成検討会」において、現状の把握や対策の考え方等について検討を行い、リスト及び対策の基本的な考え方を取りまとめています。

## （3）鳥獣の保護管理

### ア 鳥獣保護管理事業計画の策定

本県の野生鳥獣については、都市化や工業化に伴う開発の進展による干渉の埋立てや森林の伐採などにより、生息環境が悪化して、生息数が減少しているものがある一方、生息数が増加して、生活環境や農林水産業等に大きな被害を及ぼしているものがあります。

鳥獣による被害を防止し、鳥獣の適正な保護繁殖を図るために、長期にわたる計画的な鳥獣保護対策及び生息数の調整等鳥獣の適正な管理を行うことが必要です。

このため県では、「鳥獣の保護及び管理並びに狩

猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）」に基づき「千葉県第 12 次鳥獣保護管理事業計画」（平成 29 年度～平成 33 年度）及び「第 4 次千葉県第二種特定鳥獣管理計画」（ニホンザル：平成 29 年度～平成 33 年度、ニホンジカ：平成 29 年度～平成 33 年度）及び「第 2 次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ：平成 29 年度～平成 33 年度）により、農林水産業等との調整を図りながら、鳥獣の適正な管理対策を推進しています。また、鳥獣保護管理員を設置するなど、鳥獣保護管理事業の実施体制を整備しています。

### イ 鳥獣の人工増殖及び放鳥

狩猟による影響を受けやすいウスアカヤマドリについては、生息数が減少傾向にあるため、人工増殖を行い鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域に放鳥して生息数の回復を図っています。

### ウ 鳥獣の生息状況等の調査

鳥獣の適切な保護管理対策を実施するためにには、鳥獣の生息状況を把握することが不可欠です。このため、第二種特定鳥獣管理計画を策定しているニホンザル・ニホンジカについて生息状況等の調査を実施しています。

### エ 鳥獣保護思想の普及啓発

鳥獣保護事業を効果的に進めるためには、県民の理解と協力が不可欠です。このため、\*愛鳥週間（毎年 5 月 10 日～16 日）に実施する行事（探鳥会、ポスターコンクール）などを通じて、広く県民に鳥獣保護思想の普及啓発を図っています。

また、獣医師による傷病鳥獣の治療や登録したボランティアによる野生復帰までの飼養を内容とした傷病野生鳥獣救護事業を実施しているほか、千葉県行徳鳥獣保護区内に傷病鳥の収容・回復訓練施設を設置しています。

### オ 有害鳥獣による被害対策

鳥獣による農林業被害が深刻な状況にあることから、平成 19 年 1 月に「千葉県野生鳥獣対策本部」を設置し、防護・捕獲・資源活用・生息環境管理の 4 つのプロジェクトを総合的に推進しています。

なお、鳥獣による被害が生じている場合又はそのおそれがある場合において、被害防除対策によっ

ても被害が防止できないと認められる場合には、市町村等の申請に基づき、有害鳥獣捕獲の許可を行い、被害防止を図っています。

また、平成 20 年 2 月施行の「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（鳥獣被害防止特措法）」に基づき、被害防止計画を作成した市町村は、主体的に被害防止対策を実施することができるとともに、国などから必要な財政上の支援を受けることができます。

市町村被害防止計画は 45 市町村（平成 31 年 3 月末現在）で作成されています。

#### カ ニホンザルに係る管理対策

ニホンザルについては、生息域の拡大により、農作物被害が発生していることから平成 14 年度に第 1 次特定鳥獣保護管理計画を策定し、平成 29 年度からは第 4 次第二種特定鳥獣管理計画に基づき、管理対策を実施しています。

コアエリア（保全地域）を設定して、コアエリア内に生息するサルを保護するとともに、広域的な群れ把握調査を進め、群れ単位で加害状況等を評価して管理を行う「群れ管理」を目指しています。

また、ニホンザル生息域の広範囲でアカゲザルとの交雑が確認されているため、交雑個体の除去を実施しています。

#### キ ニホンジカに係る管理対策

ニホンジカについては、平成 16 年度に第 1 次特定鳥獣保護管理計画を策定し、平成 29 年度からは第 4 次千葉県第二種特定鳥獣管理計画に基づき、管理対策を実施しています。本管理計画では、問題となっている農作物や植生への被害を軽減するために、ニホンジカの個体数を適正数まで抑制するとともに、生息域の中心地域となる房総丘陵では、ニホンジカが農作物に依存することなく生息することのできる環境に整備することを目標としています。

現在、本県のニホンジカの個体数は増加傾向にあることから、生息状況調査などのモニタリングデータや捕獲数を用いた階層ベイズ法による個体数の推定を行いつつ、高密度生息地域では市町村による有害捕獲と狩猟での捕獲、分布拡大地域で

は県による指定管理捕獲等事業で捕獲の促進を図っています。

#### ク イノシシに係る管理対策

イノシシについては、農作物被害が依然として深刻であることから、平成 27 年度に千葉県第二種特定鳥獣管理計画を策定し、平成 29 年度からは第 2 次の同計画に基づきイノシシの管理対策を実施しています。

生息域の拡大を防止するとともに、農作物被害及び生活環境被害の抑制を目標としており、イノシシの被害状況や捕獲状況等に応じて各市町村を区分し、区分ごとに対策の方向性を示しています。

また、捕獲だけでは被害を軽減することは困難であることから、被害防除・生息環境管理・捕獲等の総合的な対策を推進しています。

#### ケ 狩猟の適正化

鳥獣の捕獲等を行う場合には、原則として鳥獣保護管理法に基づく許可が必要になりますが、狩猟者登録をした者が狩猟期間内（本県では、11 月 15 日から翌年 2 月 15 日まで）に狩猟鳥獣の捕獲等をする場合には、許可は不要となります。

県では、狩猟の適正化を図るため、狩猟免許試験及び講習会の実施と併せた狩猟免許更新事務のほか、狩猟者登録などの事務を行っています。

また、狩猟による事故の発生を防止するため、警察等と連携して安全対策会議を開催するとともに、銃器及びわなの使用による危険防止等のため特定猟具使用禁止区域を指定しています。

### 3. 環境基本計画の進捗状況の点検・評価等

#### (1) 指標の現況

項目名	基準年度	現況	目標
希少野生生物の保護回復計画の策定	未策定 (平成 19 年度)	3 市町 (ヒメコマツ、シャープゲンゴロウモドキ) (平成 30 年度累計)	全市町村で作成 (平成 30 年度) ※1
特定外来生物の防除対策の実施 ※2	カミツキガメ 約 1,000 頭 (平成 17 年度)	成熟個体 約 16,000 頭 (平成 27 年度)	県域から排除します (平成 30 年度)
	アカゲザル 約 1,100 頭 (平成 19 年度)	—※3	
	アライグマ 約 1,000 ~ 7,000 頭 (平成 19 年度)	約 10,000 頭 (平成 23 年度)	
	キヨン 約 1,400 ~ 5,400 頭 (平成 19 年度)	約 37,700 頭 (平成 30 年度)	

※ 1 :回復計画は、ヒメコマツは関係 1 市（君津市）、シャープゲンゴロウモドキは関係 3 市町の協力を得て策定されました。今後の計画策定については、「緊急に計画策定が必要な希少動植物について、関係する市町村と連携して策定する。」こととしています。

※ 2 :基準年度及び現況の頭数は推定生息数。

※ 3 :群による管理により、生息数については把握していません。

#### (2) 評価

希少な野生生物の保護回復計画は、基準年度は未策定でしたが、県が策定主体となり関係する 3 市町と連携して 2 種の希少野生生物について策定しています。

特定外来生物の防除対策については、防除実施計画に基づき防除を実施していますが、3 つの種の推定生息数は基準年度と比べて増加しています。

#### (3) 平成 30 年度の主な取組、分析及び今後の対応方針

##### 【平成 30 年度の主な取組】

###### ① 希少な野生生物の保護対策の推進

- ・絶滅危惧種のうち、特に生育・生息状況が悪化しているヒメコマツとシャープゲンゴロウモドキについて、専門家・行政・市民活動団体等で構成する協議会で検討を重ね、回復計画を策定しています。
- ・国内希少野生動植物種に指定されているミヤコタナゴの保護増殖事業を行っています。
- ・平成 30 年度はヒメコマツ及びシャープゲンゴロウモドキの協議会をそれぞれ 1 回ずつ開催し、各主体が連携して回復事業を行いました。また、ミヤコタナゴに関しても、関係機関等で構成する協議会で、回復計画を策定するための検討会を 1 回開催しました。

###### ② 外来種対策等の推進

- ・平成 30 年度は、特定外来生物対策として、カミツキガメ、アカゲザル、アライグマ、キヨン等について、防除実施計画に基づく防除を行いました。捕獲したカミツキガメ (2,259 頭)、アカゲザル (312 頭)、アライグマ (6,270 頭)、キヨン (4,111 頭) は、平成 29 年度を上回りました。
- ・カミツキガメについては、平成 19 年度に防除事業を開始してから捕獲頭数が年々増加しているため、平成 27 年度に実施した生息個体数の推定及び個体数の増減予測に基づき、平成 29 年 3 月に改定した防除実施計画とカミツキガメの根絶に向けた基本戦略・ロードマップに基づき、防除重点地域の捕獲圧を高めました。

### ③ 野生鳥獣の保護管理

- ・野生鳥獣による農作物等への被害対策については、関係機関・団体等が連携を図り地域の主体的な取組を支援するため、「千葉県野生鳥獣対策本部」を設置し、防護・捕獲・資源活用・生息環境管理の4つのプロジェクトを総合的に行いました。
- ・地域個体群であるニホンジカ・ニホンザルについては、生息状況等調査の結果を踏まえて適正な個体数管理に努めるとともに、国の「指定管理鳥獣捕獲等事業」を活用し、イノシシ、ニホンジカの生息域の拡大防止を目的に、県が主体となった捕獲事業を行いました。
- ・市町村が行う有害捕獲事業に対しては、イノシシ、サル(ニホンザルとアカゲザル(交雑))、ニホンジカ、キヨン、アライグマ、ハクビシンを対象として助成しました。
- ・狩猟免許試験においては、有害鳥獣捕獲の担い手の確保を促進するため、希望者が受験できるよう、年8回の試験を実施し(うち1回は有害鳥獣被害の多い県南部地域で実施)、のべ441名が狩猟免許を取得しました。
- ・野生鳥獣の保護については、8箇所の鳥獣保護区を更新するとともに、生息数が減少しているヤマドリを人工飼育し150羽を放鳥しました。
- ・ボランティアや獣医師会の協力により、657件の傷病鳥獣の救護を行いました。

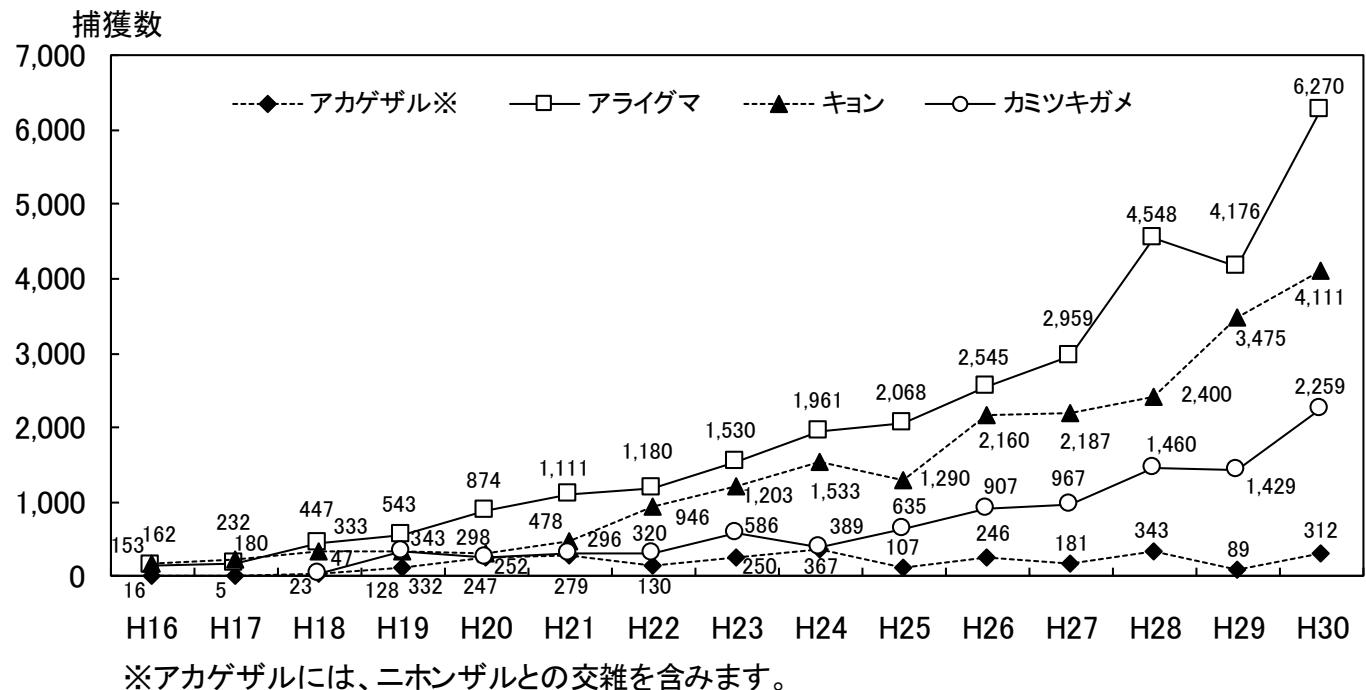
#### 【分析（目標達成阻害要因、状況の変化、課題等）】

- ・絶滅が危惧される希少野生生物について、保護、増殖、回復に努めていますが、大幅な回復には至っていません。
- ・特定外来生物を含む野生鳥獣の捕獲頭数は増加傾向にありますが、被害の軽減には至っていません。

#### 【分析結果を踏まえた今後の対応方針】

- ・希少な野生動物の保全活動に努めています。
- ・特定外来生物について、防除実施計画に基づく防除を行います。
- ・市町村、県、地域がそれぞれの役割を担いながら、野生鳥獣の管理を行い、農作物被害等の軽減に努めています。

図表 2-5-3 特定外来生物の捕獲数の推移



図表 2-5-4 サル※、ニホンジカ、イノシシによる農作物被害額と捕獲数の推移

